

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税課税に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、個人住民税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

宇都宮市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和1年12月25日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の内容 ※	<p>地方税法及びその他地方税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、宇都宮市税条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)が住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を収集し、個人住民税を計算及び賦課決定し、通知する。賦課決定の際又は賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書や所得証明書を発行する。(別添1を参照)</p> <p>① 申告等情報(寄附金税額控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理          ② 他市町村等から本市への調査回答、本市から他市町村等への税務調査実施          ③ 個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送          ④ 住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他市町村への通知          ⑤ 個人住民税の減免申請書の受理および承認又は却下の決定、ならびにその通知          ⑥ 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理          ⑦ 他市町村課税であることが判明した場合の資料回送          ⑧ 賦課情報に基づく所得証明書や課税証明書の発行          ⑨ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報の提供・照会</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 1,000人未満          2) 1,000人以上1万人未満          3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満          5) 30万人以上</p>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	市税システム(個人住民税)
②システムの機能	<p>市税システム(個人住民税)は、個人住民税を賦課・更正する根本となるシステムであり、他のシステムへ連携する所得等を含め個人住民税の特定個人情報全てを保有・管理する。</p> <p>① 課税対象者の保守管理機能 課税対象者の情報の保守管理を行う。          ② 賦課決定及び賦課更正処理機能 賦課決定及び賦課更正の処理を行う。          ③ 税務調査等の課税対象者の抽出機能 税務調査等の課税対象者を抽出する。          ④ 被扶養者等の情報管理機能 被扶養者等の情報を管理する。          ⑤ 税額通知及び所得・課税証明書等の帳票発行機能 税額通知及び所得・課税証明書等の帳票を発行する。          ⑥ 証明書発行連携機能 異動情報を証明書コンビニ交付システムへ送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 証明書コンビニ交付システム )</p>

### システム2～5

#### システム2

①システムの名称	市税システム(個人住民税)
----------	---------------

<p>②システムの機能</p>	<p>市税システム(個人住民税)は、個人住民税を賦課・更正する根本となるシステムであり、他のシステムへ連携する所得等を含め個人住民税の特定個人情報全てを保有・管理する。</p> <p>① 課税対象者の保守管理機能 課税対象者の情報の保守管理を行う。</p> <p>② 賦課決定及び賦課更正処理機能 賦課決定及び賦課更正の処理を行う。</p> <p>③ 税務調査等の課税対象者の抽出機能 税務調査等の課税対象者を抽出する。</p> <p>④ 被扶養者等の情報管理機能 被扶養者等の情報を管理する。</p> <p>⑤ 税額通知及び所得・課税証明書等の帳票発行機能 税額通知及び所得・課税証明書等の帳票を発行する。</p> <p>⑥ 証明書発行連携機能 異動情報を証明書コンビニ交付システムへ送信する。</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等                                              [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 証明書コンビニ交付システム )</p>
<p><b>システム3</b></p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>eLTAX・国税連携システム</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータ及び所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)をeLTAXを通じて税務署や一般社団法人地方税電子化協議会、各地方公共団体等の関係団体と送受信する。本市では、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送等を行っている。</p> <p>① 給与支払報告書や公的年金等支払報告書、確定申告データ(e-TAX及びKSKデータ)のダウンロード機能 給与支払報告書や公的年金等支払報告書、確定申告データ(e-TAX及びKSKデータ)をダウンロードする。</p> <p>② 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換を行う。</p> <p>③ 特別徴収税額通知データの送信機能 特別徴収税額通知データを送信する。</p> <p>④ 申告データ審査・照会機能 申告データの審査・照会を行う。</p> <p>⑤ 申請・届出データ審査・照会機能 申請・届出データの審査・照会を行う。</p> <p>⑥ 団体間回送機能 データの団体間の回送を行う。</p> <p>⑦ データ引継(確定申告書)機能 收受したe-Tax確定申告書を国税庁へ送信する。</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等                                              [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム4	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	<p>1 庁内連携機能  (1) 各業務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する。  (2) 各業務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等で、連携用テーブルを修正する。</p> <p>2 情報照会機能  各業務システムにおいて、他システムの情報が必要な場合に、他システムの連携テーブルを参照する。</p> <p>3 中間サーバ連携機能  (1) 統合DBから、特定個人情報を抽出し、中間サーバに連携する。  (2) 業務システムから受信した「他団体への情報照会依頼」を、中間サーバに連携する。  (3) 中間サーバから「他団体からの情報提供内容」を取得する。</p> <p>4 住登外者の登録・更新機能  住登外者の宛名情報を登録・更新する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバ )
システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号採番機能  業務システムからの要求に応じて、団体内統合宛名番号を採番し、業務システム及び中間サーバに返却する。</p> <p>2 番号管理情報更新機能  住基情報、住登外情報が更新された際に、団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号(業務)の紐付け情報を更新する。</p> <p>3 中間サーバ連携機能  中間サーバ又は中間サーバ接続端末からの要求に応じて、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。</p> <p>4 既存システム連携機能  既存システムからの要求に応じて、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。</p> <p>5 既存システム連携機能(番号情報)  既存システムからの要求に応じて又は番号管理情報の変更の際に、宛名番号(業務)に紐付く個人番号又は団体内統合宛名番号を返却する。</p> <p>6 番号情報表示機能(番号の紐付け情報の検索、表示)  業務システムで団体内統合宛名番号を保持しない又はシステム化されていない業務向けに、番号の紐付け情報を検索、表示する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )



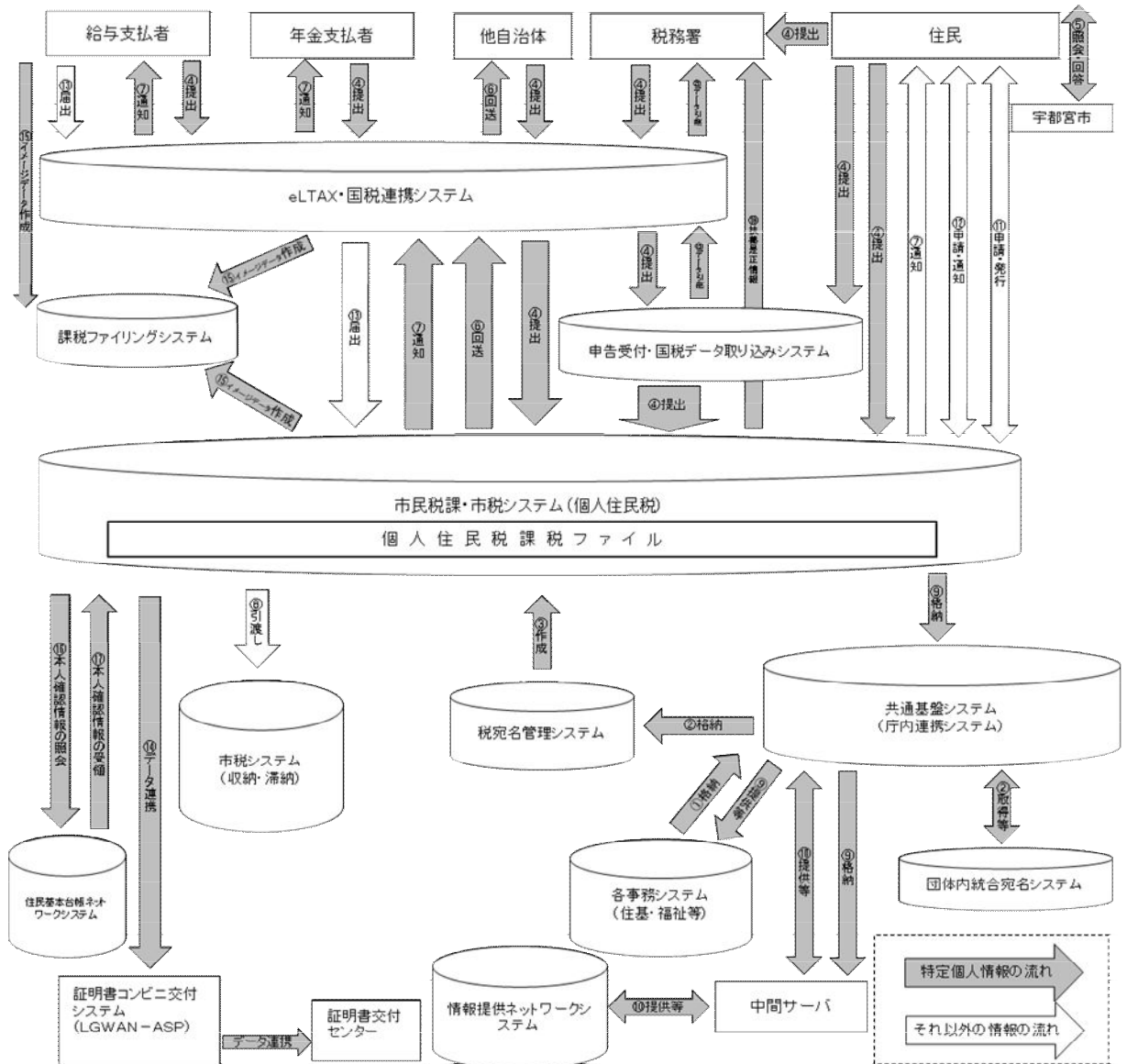






	3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項)</p> <p>2 番号法第19条第7号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠 別紙1参照 (※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>3 番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項 (27の項)</p>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	理財部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 住民基本台帳システムの情報を共通基盤システム(庁内連携システム)に格納する。
- ② 住民基本台帳情報及び共通基盤システムで登録・更新した住登外者の情報を格納する。
- ③ 税宛名管理システムの情報を元に、市税システム(個人住民税)に対象者情報を作成する。
- ④ 申告等情報の受理。収集した申告等情報を電子データ化し、住基情報等を元に作成された課税対象者と紐付けする。
- ⑤ 必要に応じて情報元に税務調査を実施する。調査により住登外課税者が判明した場合は、②の処理を行う。
- ⑥ 税務調査の結果、他自治体の課税対象者と判明した場合は、該当自治体へ資料を回送する。
- ⑦ 申告等情報を統合して個人住民税課税ファイルを作成または更正する。新規課税または税額更正となった納税義務者、特別徴収義務者、年金特徴を実施する年金支払者にそれぞれ税額決定または税額変更を通知する。
- ⑧ 作成または更正された個人住民税課税ファイルを納税部門へ渡す。
- ⑨ 個人住民税課税ファイルの副本を作成するとともに、所得情報を中間サーバへ格納し、さらに、各事務システムへ提供又は移転する。
- ⑩ 情報提供ネットワークシステムを介して、本市の課税対象者の所得情報を他自治体へ提供する。また、必要に応じて他自治体に生活保護情報や扶養親族の所得情報などの照会を行う。
- ⑪ 課税対象者からの課税証明や所得証明などの発行申請を受け付け、各種証明書の発行を行う。
- ⑫ 拒税力に乏しいと思われる納税義務者より減免の申請を受け付け、審査後に決定又は却下の通知を行う。
- ⑬ 特別徴収義務者より特別徴収納税義務者の異動(就退職や転勤など)があった場合、各種異動届の提出を受ける。
- ⑭ 課税対象者からの課税証明や所得証明などの発行申請をコンビニで受け付け、各種証明書の発行を行う。
- ⑮ 課税資料をデータ及びスキヤニングにより、イメージデータを作成する。
- ⑯ 住登外者について、住民基本台帳ネットワークシステムへ本人確認情報を照会する。(個人番号又は4情報)
- ⑰ ⑯で照会した結果データを受領する。
- ⑱ 扶養是正情報を税務署へ提供する。
- ⑲ 收受したe-Tax確定申告書についてデータ引継機能を利用し、税務署(国税庁)へ送信する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民, 住登外課税者及び課税調査対象者
その必要性	税の公平・公正な賦課, 徴収を行う上で, 必要な範囲の特定個人情報を保有している。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人番号: 納税義務者を正確に特定するため。</li> <li>② その他識別情報: 納税義務者を正確に特定するため。</li> <li>③ 4情報: 納税義務者を正確に特定するため。</li> <li>④ 連絡先: 本人への連絡などに使用するため。</li> <li>⑤ その他住民票関係情報: 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。</li> <li>⑥ 国税関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。</li> <li>⑦ 地方税関係情報: 個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。</li> <li>⑧ 年金関係情報: 年金からの特別徴収税額を決定するため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	理財部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民まちづくり部 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 税務署(国税庁), 年金支払者(日本年金機構のみ) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者, 年金支払者(日本年金機構を除く) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③入手の時期・頻度	1 当初課税処理 (1) 給与支払報告書及び年金支払報告書: 対象の年度の属する年の1月31日まで (2) 市民税・県民税申告書: 対象の年度の属する年の2月15日から3月15日まで (3) 確定申告書: 対象の年度の属する年の3月15日までに申告のあったものについては4月上旬まで。 ただし、一括課税計算処理(4月中旬)を行うまでは都度入手 2 当初課税処理以降, 新規及び修正・更正に係る申告等情報については都度入手 3 4情報は住民基本台帳に異動が生じた際に都度入手								
④入手に係る妥当性	1 申告に係る情報は, 地方税法等の規定に定められた時期, 方法による。 2 4情報に変更があった場合は, 賦課判定, 宛名管理に必要なため都度入手する。								
⑤本人への明示	① 本人から入手する情報は, 使用目的を本人へ明示した上で入手している。 ② この事務で入手する情報は, 地方税法に明示されている。 ③ 庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じて入手を行うことは, 番号法及びそれに基づく本市条例に明示する。								
⑥使用目的 ※	地方税法, その他の地方税に関する法律及び条例に基づく, 公平・公正かつ効率的な個人住民税の賦課事務のため。								
	変更の妥当性	-							
⑦使用の主体	使用部署 ※	理財部 市民税課							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	① 賦課資料に基づく当初課税及び異動更正処理事務 ② 所得控除情報, 扶養情報, 住登外課税者等の調査・照会事務								
	情報の突合 ※	個人住民税の賦課決定を行うため, 本人からの申告書等の内容と, 他市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報との突合を行う。							
	情報の統計分析 ※	個人住民税の推移等の統計は行うが, 特定の個人を判別しうるような情報の統計や情報の分析は行わない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	地方税関係情報により個人住民税の賦課決定を行う。							
⑨使用開始日	平成28年1月1日								



委託事項2～5			
<b>委託事項2</b>			
申告等情報データ入力業務			
①委託内容	当初賦課決定における市税システム(個人住民税)への申告等情報の入力事務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ.2. ③対象となる本人の範囲」の中で、給与支払者・年金支払者および住民から提出される申告等情報が紙ベースで提出された者	
	その妥当性	本市では申告等情報の全てを電子データ管理しており、紙媒体で提出のあった当初賦課資料について、システムに取り込むにあたり電子データ化が必要なため。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法	宇都宮市入札制度合理化対策実施要領に基づき、入札結果を公表する。		
⑥委託先名	平成32年中に委託先決定予定。決定次第速やかに公表する。		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
<b>委託事項3</b>			
証明書コンビニ交付システムのサービス利用			
①委託内容	証明書コンビニ交付システムの開発・保守・運用業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイルの一部を委託の対象にする必要がある。本市の証明書コンビニ交付システムは、LGWAN-ASPによるクラウドサービスとして導入することにより、災害時等における業務の継続性、コストの低減及び効率的な保守・運用を行うことが可能となる。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( LGWANによる暗号化 )		
⑤委託先名の確認方法	宇都宮市入札制度合理化対策実施要領に基づき、入札結果を公表する。		

⑥委託先名		株式会社 TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 再委託する 2) 再委託しない</div> [ 再委託しない ]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	



<b>委託事項4</b>		課税ファイリングシステムの保守業務	
①委託内容		課税ファイリングシステムの保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		給与支払者・年金支払者および住民から提出される申告等情報が提出された者	
その妥当性		本市では、課税資料の全てを電子画像データ化管理しており、専門的ノウハウを有する者が保守・管理することにより、紛失資料等による課税ミス等を防止するため。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 市民税課内で、システムを直接操作する。 )	
⑤委託先名の確認方法		宇都宮市入札制度合理化対策実施要領に基づき、入札結果を公表する。	
⑥委託先名		平成31年中に委託先決定予定。決定次第速やかに公表する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項11～15</b>			
<b>委託事項16～20</b>			
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 60 ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 25 ) 件 [ ] 行っていない		
提供先1	番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1参照)		
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1参照)		
③提供する情報	地方税関係情報に関する事務であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者		
⑥提供方法	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙		



⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先2</b>	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第9号, 地方税法第317条
②提供先における用途	国税の賦課に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報に関する事務であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( LGWAN <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度, 扶養是正情報(年1回), 確定申告書を收受した都度(申告受付期間に限る)

<b>提供先3</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条8号, 地方税法第294条3号
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	宇都宮市で課税しない者に係る給与支払報告書, 公的年金支払書, 申告書, 地方税法第294条3項に基づく通知
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	宇都宮市で課税しない者, 宇都宮市で住登外課税する者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 国税連携(団体間回送システム) )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先4</b>	特別徴収義務者(給与支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条1号, 地方税法第321条4号
②提供先における用途	給与支払者が, 個人住民税の給与特別徴収を行うための税額を把握するため
③提供する情報	給与特別徴収対象者の氏名, 住所, 個人住民税額, 個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特別徴収による納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( eLTAXによる送付 )
⑦時期・頻度	年1回(5月:当初課税分), 月1回(更正分)
<b>提供先5</b>	特別徴収義務者(公的年金等年金支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条1号, 地方税法第321条の7の5第1項, 第321条の7の7の第2項
②提供先における用途	公的年金等の年金保険者が年金所得に係る年金特別徴収を実施するための税額を把握する。
③提供する情報	年金特別徴収対象者の氏名, 住所, 個人住民税額, 個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収による納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙

⑦時期・頻度	年1回(7月:当初課税分), 月1回(更正分)
<b>提供先6~10</b>	
<b>提供先6</b>	県税事務所
①法令上の根拠	番号法第9条第1号, 別表第一16の項, 地方税法第20条11号
②提供先における用途	県税の賦課徴収のため
③提供する情報	調査対象者の課税状況
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	調査対象者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 市民税課内において税情報を閲覧する。 )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先7</b>	教育委員会事務局 学校管理課
①法令上の根拠	学校教育法第19条, 宇都宮市個人番号の利用に関する条例第3条別表第三1の項, 宇都宮市就学援助費交付規則, 宇都宮市就学援助費事務処理要綱
②提供先における用途	就学援助費の認定事務
③提供する情報	各所得情報, 扶養情報などの個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)で, 就学援助受給申請書を提出した本人及び申請書に記載してある家族(生計同一者)
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初認定分) 随時

<b>移転先1</b>	子ども部 子ども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7の項
②移転先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親の認定, 養育里親の登録, 療育の給付, 障害児入所給付費, 高額障害児入所給付費, 特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給, 医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施, 負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)で, 小児慢性特定疾病医療費助成受給申請を提出した本人及び同世帯の家族及び養育医療受給申請を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	子ども部 保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供, 保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 支給認定申請書を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先3</b>	子ども部 子ども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の9の項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上



<b>移転先4</b>	保健福祉部 保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項, 宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号, 別表第二の7の項
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施, 給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 60歳以上で市民税非課税世帯に属する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先5</b>	保健福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の12の項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 障害者支援施設等への入所等の措置が必要な本人及び同世帯の家族(児童福祉法に規定する障がい児の場合:保護者の属する住民基本台帳での世帯, 障害者基本法に規定する障がい者の場合:障がい者本人及びその配偶者)
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	保健福祉部 生活福祉第1課・生活福祉第2課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項, 宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号別表第二の1の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施, 保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護被保護者及び生活保護廃止となった被保護者
	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 「 」電子 <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 「 」電子記録簿に <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時	

<b>移転先7</b>	理財部 納税課・保健福祉部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税が課税された本人及び同世帯の家族及び市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付)に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す)で, 国民健康保険加入・脱退の国民健康保険異動届を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先8</b>	建設部 住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項, 宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号別表第一の10の項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市営住宅入居者(名義人)及び同居者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時



<b>移転先9</b>	保健福祉部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	宇都宮市国民健康保険被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先10</b>	保健福祉部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項
②移転先における用途	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給, 保険料その他徴収金の徴収, 基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, ①国民年金の老齢基礎年金請求書を提出した人の配偶者, 遺族基礎年金請求書及び寡婦年金請求書又は障害基礎年金所得状況届を提出した本人 ②国民年金保険料免除・納付猶予申請書を提出した本人及び同世帯の家族 ③国民年金保険料学生納付特例申請書を提出した本人
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先11</b>	保健福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の34の項
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上



<b>移転先12</b>	建設部 住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項, 宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号別表第二の12の項
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市営住宅入居者(名義人)及び同居者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先13</b>	子ども部 子ども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37の項
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す。)で, 障害者支援施設等への入所等の措置が必要な本人及び同世帯の家族(児童福祉法に規定する障がい児の場合:保護者の属する住民基本台帳での世帯, 障害者基本法に規定する障がい者の場合:障がい者本人及びその配偶者)
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先14</b>	保健福祉部 高齢福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の41の項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福祉事務所長により老人措置の決定を受けている養護老人ホーム等の入所者及びその扶養者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

⑥ 移転形式	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦ 時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時

<b>移転先15</b>	子ども部 子ども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の43の項
②移転先における用途	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 母子寡婦福祉資金申請を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先16~20</b>	
<b>移転先16</b>	子ども部 子ども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の45の項
②移転先における用途	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 自立支援給付金受給申請を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先17</b>	子ども部 子ども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 特別児童扶養手当受給申請を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )

	<input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
移転先18	保健福祉部 障がい福祉課・子ども部 子ども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の47の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(任基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で, 障害児福祉手当, 特別障害者手当及び経過的福祉手当受給申請を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時



<b>移転先21</b>	保健福祉部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先22</b>	保健福祉部 生活福祉第1課・生活福祉第2課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の63の項, 宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号別表第二の1の項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報, 各控除情報, 扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受給している者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="radio"/> ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時



<b>移転先23</b>	保健福祉部 高齢福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報、各控除情報、扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で、個人住民税課税情報を有する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時
<b>移転先24</b>	保健福祉部 障がい福祉課, 子ども部 子ども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	各所得情報、各控除情報、扶養情報などの個人住民税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)で、自立支援給付の申請及び地域生活支援事業の申請をした本人及び同世帯の家族(児童福祉法に規定する障がい児の場合:保護者の属する住民基本台帳での世帯, 障害者基本法に規定する障がい者の場合:障がい者本人及びその配偶者)及び自立支援医療(育成医療)受給申請を提出した本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分), 月1回(更正分) 随時





3 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置  
証明書コンビニ交付システムでは、最新情報のみを保管するようにシステムを制御しているため、消

## 7. 備考

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目****1 課税対象者情報レコード**

No.	項目名	No.	項目名
1	課税年度	8	世帯番号
2	宛名番号	9	続柄
3	個人番号	10	世帯主名
4	氏名	11	納税義務区分
5	住所	12	更新年月日
6	生年月日	13	更新職員ID
7	性別		
	※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。		

**2 課税資料レコード**

No.	項目名	No.	項目名
1	課税年度	98	その他事業収入
2	宛名番号	99	不動産収入
3	更新年月日	100	利子収入
4	更新職員ID	101	配当収入
5	資料区分	102	給与収入
6	資料管理番号	103	雑収入(公的年金)
7	納税者(受給者)の個人番号	104	雑収入(その他)
8	事業所番号	105	分離株式譲渡収入(一般)
9	控除対象配偶者区分	106	分離株式譲渡収入(新株)
10	本人該当	107	退職収入
11	配偶者未成年区分	108	専従者給与収入
12	障害区分	109	専従者給与所得
13	老人・寡婦・勤労学生区分	110	先物取引収入
14	扶養人数	111	分離株式譲渡収入(未公開)
15	特定	112	分離株式譲渡収入(上場)
16	年少	113	分離配当収入
17	老人同居	114	総合短期譲渡収入
18	老人	115	総合長期譲渡収入
19	その他	116	一時収入
20	その他(16歳以上18歳以下)	117	分離短期譲渡収入(一般)
21	その他(23歳以上69歳以下)	118	分離短期譲渡収入(軽減)
22	扶養障害人数	119	分離長期譲渡収入(一般)
23	特別障害者人数	120	分離長期譲渡収入(特定)
24	普通障害者人数	121	分離長期譲渡収入(軽課)
25	扶養者情報	122	山林収入
26	扶養者の宛名番号	123	支払金額
27	扶養者の個人番号	124	医療費支払額
28	扶養区分	125	旧個人年金保険料
29	所得金額	126	旧長期保険料
30	営業等所得	127	社会保険料
31	農業所得	128	寄附金支払額(特例控除)
32	その他事業所得	129	寄附金支払額(市町村指定)
33	不動産所得	130	寄附金支払額(道府県指定)
34	利子所得	131	寄附金支払額(募金・日赤)
35	配当所得(所得税)	132	1号支払額
36	給与所得	133	2号支払額
37	雑所得	134	3号支払額
38	総合短期譲渡所得	135	短期保険料
39	総合長期譲渡所得	136	旧一般生命保険料
40	一時所得	137	地震保険料
41	長短期一時所得1/2	138	新一般生命保険料
42	分離短期譲渡特別控除前(一般)	139	新個人年金保険料
43	分離短期譲渡所得(一般)	140	介護医療保険料

44	分離短期譲渡特別控除前(軽減)	141	国民年金保険料等の金額
45	分離短期譲渡所得(軽減)	142	医療費補てん額
46	分離短期譲渡課税所得	143	寄附金支払額(所得税)
47	分離長期譲渡特別控除前(一般)	144	寄附金支払額(地方税)
48	分離長期譲渡所得(一般)	145	控除金額
49	分離長期譲渡特別控除前(特定)	146	雑損控除
50	分離長期譲渡所得(特定)	147	医療費控除
51	分離長期譲渡特別控除前(軽課)	148	社会保険料控除
52	分離長期譲渡所得(軽課)	149	小規模共済掛金控除
53	分離長期譲渡課税所得	150	生命保険料控除
54	分離株式譲渡所得(一般)	151	損害保険料控除
55	分離株式譲渡所得(新株)	152	寄附金控除
56	分離株式譲渡所得	153	寄附金控除(所得税)
57	分離株式譲渡課税所得	154	老年者控除
58	山林所得特別控除前	155	寡婦・寡夫控除
59	山林所得	156	勤労学生控除
60	山林課税所得	157	障害者控除
61	退職所得	158	配偶者控除
62	退職課税所得	159	配偶者特別控除
63	総合課税所得	160	扶養控除
64	総合短期譲渡特別控除前	161	基礎控除
65	総合長期譲渡特別控除前	162	配偶者合計所得
66	一時所得特別控除前	163	専従者控除合計額
67	先物取引所得	164	地震保険料控除
68	先物取引課税所得	165	特別控除額
69	分離株式譲渡所得(未公開)	166	配当控除
70	分離株式譲渡所得(上場)	167	住宅取得等特別控除
71	分離配当所得	168	政党等寄附金特別控除
72	分離配当課税所得	169	災害減免額
73	株式譲渡繰越控除	170	外国税額控除
74	先物取引繰越控除	171	定率減税額
75	居住用財産繰越控除	172	分離短期譲渡特別控除(一般)
76	配当所得	173	分離短期譲渡特別控除(軽減)
77	非居住特例	174	分離長期譲渡特別控除(一般)
78	変動所得	175	分離長期譲渡特別控除(特定)
79	前年変動所得	176	分離長期譲渡特別控除(軽課)
80	前々年変動所得	177	山林所得特別控除
81	臨時所得	178	総合譲渡特別控除
82	平均課税対象額	179	一時所得特別控除
83	純損失	180	住宅耐震改修特別控除
84	雑損失	181	住宅借入金等特別控除可能額
85	総所得金額等	182	電子証明書等特別控除
86	一般給与所得	183	住宅借入金等特別控除見込額
87	公的年金所得	184	長期優良住宅新築等特別税額控除
88	その他雑所得	185	既存住宅特定改修特別税額控除
89	免税所得	186	認定NPO法人等特別税額控除
90	特例肉用牛所得(売却額)	187	配当割
91	土地等事業所得	188	株式譲渡所得割
92	超短期土地等事業所得	189	特定支出控除
93	非課税所得	190	退職所得控除額
94	特例肉用牛課税所得	191	外国税額控除対象額(道府県民税)
95	収入金額	192	外国税額控除対象額(市町村民税)
96	営業等収入	193	投資・リース税額控除
97	農業収入		

3 課税台帳情報レコード

No.	項目名	No.	項目名
1	課税年度	122	分離株式譲渡収入(上場)
2	宛名番号	123	分離配当収入
3	個人番号(※)	124	総合短期譲渡収入
4	更新年月日	125	総合長期譲渡収入
5	更新職員ID	126	一時収入
6	課税所得情報	127	分離短期譲渡収入(一般)
7	課税区分	128	分離短期譲渡収入(軽減)
8	申告区分	129	分離長期譲渡収入(一般)
9	事業所番号	130	分離長期譲渡収入(特定)
10	資料管理番号	131	分離長期譲渡収入(軽減)
11	控除対象配偶者区分	132	山林収入
12	本人該当	133	支払金額
13	配偶者未成年区分	134	医療費支払額
14	障害区分	135	旧個人年金保険料
15	老人・寡婦・勤労学生区分	136	旧長期保険料
16	扶養人数	137	社会保険料
17	特定	138	寄附金支払額(特例控除)
18	年少	139	寄附金支払額(市町村指定)
19	老人同居	140	寄附金支払額(道府県指定)
20	老人	141	寄附金支払額(募金・日赤)
21	その他	142	1号支払額
22	その他(16歳以上18歳以下)	143	2号支払額
23	その他(23歳以上69歳以下)	144	3号支払額
24	扶養障害人数	145	短期保険料
25	特別障害者人数	146	旧一般生命保険料
26	普通障害者人数	147	地震保険料
27	都道府県民税額	148	新一般生命保険料
28	均等割額	149	新個人年金保険料
29	所得割額	150	介護医療保険料
30	市町村民税額	151	国民年金保険料等の金額
31	均等割額	152	医療費補てん額
32	所得割額	153	寄附金支払額(所得税)
33	年税額	154	寄附金支払額(地方税)
34	普通徴収	155	控除金額
35	特別徴収	156	雑損控除
36	年金特徴	157	医療費控除
37	公年所得算出税額	158	社会保険料控除
38	給年所得算出税額	159	小規模共済掛金控除
39	所得金額	160	生命保険料控除
40	営業等所得	161	損害保険料控除
41	農業所得	162	寄附金控除
42	その他事業所得	163	寄附金控除(所得税)
43	不動産所得	164	老年者控除
44	利子所得	165	寡婦・寡夫控除
45	配当所得(所得税)	166	勤労学生控除
46	給与所得	167	障害者控除
47	雑所得	168	配偶者控除
48	総合短期譲渡所得	169	配偶者特別控除
49	総合長期譲渡所得	170	扶養控除
50	一時所得	171	基礎控除
51	長短期一時所得1/2	172	配偶者合計所得
52	分離短期譲渡特別控除前(一般)	173	専従者控除合計額
53	分離短期譲渡所得(一般)	174	地震保険料控除
54	分離短期譲渡特別控除前(軽減)	175	特別控除額
55	分離短期譲渡所得(軽減)	176	配当控除

56	分離短期譲渡課税所得	177	住宅取得等特別控除
57	分離長期譲渡特別控除前(一般)	178	政党等寄附金特別控除
58	分離長期譲渡所得(一般)	179	災害減免額
59	分離長期譲渡特別控除前(特定)	180	外国税額控除
60	分離長期譲渡所得(特定)	181	定率減税額
61	分離長期譲渡特別控除前(軽課)	182	分離短期譲渡特別控除(一般)
62	分離長期譲渡所得(軽課)	183	分離短期譲渡特別控除(軽減)
63	分離長期譲渡課税所得	184	分離長期譲渡特別控除(一般)
64	分離株式譲渡所得(一般)	185	分離長期譲渡特別控除(特定)
65	分離株式譲渡所得(新株)	186	分離長期譲渡特別控除(軽課)
66	分離株式譲渡所得	187	山林所得特別控除
67	分離株式譲渡課税所得	188	総合譲渡特別控除
68	山林所得特別控除前	189	一時所得特別控除
69	山林所得	190	住宅耐震改修特別控除
70	山林課税所得	191	住宅借入金等特別控除可能額
71	退職所得	192	電子証明書等特別控除
72	退職課税所得	193	住宅借入金等特別控除見込額
73	総合課税所得	194	長期優良住宅新築等特別税額控除
74	総合短期譲渡特別控除前	195	既存住宅特定改修特別税額控除
75	総合長期譲渡特別控除前	196	認定NPO法人等特別税額控除
76	一時所得特別控除前	197	配当割
77	先物取引所得	198	株式譲渡所得割
78	先物取引課税所得	199	特定支出控除
79	分離株式譲渡所得(未公開)	200	退職所得控除額
80	分離株式譲渡所得(上場)	201	外国税額控除対象額(道府県民税)
81	分離配当所得	202	外国税額控除対象額(市町村民税)
82	分離配当課税所得	203	投資・リース税額控除
83	株式譲渡繰越控除	204	税額
84	先物取引繰越控除	205	分離短期譲渡所得税額
85	居住用財産繰越控除	206	分離長期譲渡所得税額
86	配当所得	207	分離株式譲渡所得税額
87	非居住特例	208	山林所得税額
88	変動所得	209	退職所得税額
89	前年変動所得	210	総合所得税額
90	前々年変動所得	211	差引所得税額
91	臨時所得	212	再差引所得税額
92	平均課税対象額	213	源泉徴収税額
93	純損失	214	申告納税額
94	雑損失	215	控除前所得税額
95	総所得金額等	216	還付所得税額
96	一般給与所得	217	先物取引所得税額
97	公的年金所得	218	分離配当所得税額
98	その他雑所得	219	還付充当可能額(配当割・譲渡割)
99	免税所得	220	1号源泉徴収税額
100	特例肉用牛所得(売却額)	221	2号源泉徴収税額
101	土地等事業所得	222	3号源泉徴収税額
102	超短期土地等事業所得	223	定率減税後所得税額
103	非課税所得	224	申告所得税額
104	特例肉用牛課税所得	225	特例肉用牛所得税額
105	収入金額	226	必要経費
106	営業等収入	227	総合短期譲渡必要経費
107	農業収入	228	総合長期譲渡必要経費
108	その他事業収入	229	一時必要経費
109	不動産収入	230	分離短期譲渡必要経費(一般)
110	利子収入	231	分離短期譲渡必要経費(軽減)
111	配当収入	232	分離長期譲渡必要経費(一般)



112	給与収入	233	分離長期譲渡必要経費(特定)
113	雑収入(公的年金)	234	分離長期譲渡必要経費(軽課)
114	雑収入(その他)	235	株式譲渡必要経費(未公開)
115	分離株式譲渡収入(一般)	236	株式譲渡必要経費(上場)
116	分離株式譲渡収入(新株)	237	先物取引必要経費
117	退職収入	238	山林必要経費
118	専従者給与収入	239	株式譲渡必要経費(一般)
119	専従者給与所得	240	株式譲渡必要経費(新株)
120	先物取引収入	241	分離配当必要経費
121	分離株式譲渡収入(未公開)		
	※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。		

#### 4 中間サーバ格納レコード

No.	項目名	No.	項目名
1	情報提供用個人識別番号	51	雑損失繰越控除額
2	団体内統合宛名番号	52	雑損控除額
3	情報提供等の記録者	53	医療費控除額
4	課税-年度	54	小規模共済等掛金控除額
5	総所得金額等	55	社会保険料控除額
6	合計所得金額	56	生命保険料控除額
7	総所得金額	57	地震保険料控除額
8	給与所得額	58	配偶者特別控除額
9	給与収入額	59	配偶者控除等
10	給与専従者収入額	60	扶養控除
11	雑所得額(総合課税)	61	一般
12	公的年金等所得額	62	特定
13	公的年金等収入額	63	老人
14	公的年金等以外雑所得額(総合課税)	64	同老
15	事業所得額	65	16歳未満扶養者数
16	営業等所得額	66	16歳以上19歳未満扶養者数
17	農業所得額	67	障害者控除
18	特例肉用牛所得額	68	普障
19	土地等に係る事業所得等額	69	特障
20	その他事業所得額	70	同特
21	不動産所得額	71	本人該当区分
22	利子所得額(総合課税)	72	控除対象配偶者
23	配当所得額(総合課税)	73	控除対象障害者
24	譲渡所得額(総合課税)	74	控除対象寡婦
25	長期譲渡所得額	75	控除対象勤労学生
26	特別控除額(長期譲渡所得)	76	扶養控除対象
27	短期譲渡所得額	77	16歳未満扶養親族
28	特別控除額(短期譲渡所得)	78	基礎控除額
29	一時所得額(総合課税)	79	専従者控除額
30	山林所得額	80	配偶者
31	退職所得額(総合課税)	81	その他
32	譲渡所得額(分離課税)	82	所得控除合計額
33	長期譲渡所得額	83	課税所得額(課税標準額)
34	特別控除額(長期譲渡所得)	84	課税の有無
35	短期譲渡所得額	85	市町村民税_住宅貸入金等特別控除額
36	特別控除額(短期譲渡所得)	86	市町村民税_寄附金控除
37	特別控除額(短期譲渡所得)	87	市町村民税_外国税控除額
38	株式等譲渡所得額(申告分離)	88	市町村民税_配当控除額
39	上場株式等譲渡所得額	89	市町村民税所得割額
40	上場株式等配当所得額(申告分離)	90	市町村民税均等割額
41	先物取引雑所得額	91	都道府県民税所得割額
42	条約適用利子等所得額	92	都道府県民税均等割額

43	条約適用配当等所得額	93	申告済み区分
44	繰越控除額	94	居住用損失額
45	純損失繰越控除額	95	市町村民税所得割額(減免前)
46	居住用財産譲渡損失繰越控除額	96	市町村民税均等割額(減免前)
47	特定居住用財産譲渡損失繰越控除額	97	減免税額
48	上場株式等譲渡損失繰越控除額	98	所得税確定申告書の提出の有無
49	特例株式等譲渡損失繰越控除額	99	住民税申告書の提出の有無
50	先物取引差金等決済損失繰越額		

**5 証明書コンビニ交付システムレコード**

No.	項目名		
1	既存システムの一部情報の副本		

**6 課税ファイリングシステムレコード**

項目名
※平成31年中に委託先業者が決定予定。決定次第速やかに公表する。

**7 申告受付・国税データ取り込みシステムレコード**

**(1) 課税対象者情報データ**

項目名	No.	項目名
1 宛名番号	12	現住所
2 カナ氏名	13	郵便番号
3 カナ氏名清音	14	情報区分
4 氏名	15	電話番号
5 生年月日	16	利用者識別番号
6 性別区分	17	メモ
7 世帯番号(地区)	18	個人番号
8 世帯番号(連番)	19	局署番号
9 続柄区分1	20	整理番号
10 続柄区分2	21	配偶者宛名番号
11 続柄区分3	22	異動年月日

**(2) 課税資料情報データ(給報・年報)**

No.	項目名	No.	項目名
1	報告書ID	105	控除対象配偶者 フリガナ
2	更新回数	106	控除対象配偶者 氏名
3	無効フラグ	107	控除対象配偶者 区分
4	未届出フラグ	108	控除対象配偶者 個人番号
5	事業所コード	109	控除対象扶養親族1 フリガナ
6	宛名番号	110	控除対象扶養親族1 氏名
7	整理番号	111	控除対象扶養親族1 区分
8	給報年報区分	112	控除対象扶養親族1 個人番号
9	徴収区分	113	控除対象扶養親族2 フリガナ
10	受給者番号	114	控除対象扶養親族2 氏名
11	資料せんありフラグ	115	控除対象扶養親族2 区分
12	種別	116	控除対象扶養親族2 個人番号
13	支払金額	117	控除対象扶養親族3 フリガナ
14	給与所得控除後の金額	118	控除対象扶養親族3 氏名
15	所得控除の額の合計額	119	控除対象扶養親族3 区分
16	源泉徴収税額	120	控除対象扶養親族3 個人番号
17	配偶者の有無区分	121	控除対象扶養親族4 フリガナ
18	専従配偶者の有無	122	控除対象扶養親族4 氏名
19	配偶者老人フラグ	123	控除対象扶養親族4 区分
20	配偶者特別控除額	124	控除対象扶養親族4 個人番号
21	特定扶養人数	125	控除対象扶養親族5 フリガナ
22	特定扶養専従者人数	126	控除対象扶養親族5 氏名
23	同居老人扶養人数	127	控除対象扶養親族5 区分
24	老人扶養人数	128	控除対象扶養親族5 個人番号
25	老人扶養専従者人数	129	控除対象扶養親族6 フリガナ
26	その他扶養人数	130	控除対象扶養親族6 氏名

27	その他扶養専従者人数	131	控除対象扶養親族6 区分
28	同居特別障害者人数	132	控除対象扶養親族6 個人番号
29	特別障害者人数	133	控除対象扶養親族7 フリガナ
30	その他障害者人数	134	控除対象扶養親族7 氏名
31	社会保険料等の金額	135	控除対象扶養親族7 区分
32	社会保険料等の内数	136	控除対象扶養親族7 個人番号
33	生命保険料の控除額	137	控除対象扶養親族8 フリガナ
34	地震保険料の控除額	138	控除対象扶養親族8 氏名
35	住宅取得等特別控除額	139	控除対象扶養親族8 区分
36	住宅借入金等特別控除可能額	140	控除対象扶養親族8 個人番号
37	居住開始年月日	141	控除対象扶養親族9 フリガナ
38	配偶者の合計所得	142	控除対象扶養親族9 氏名
39	旧個人年金保険料	143	控除対象扶養親族9 区分
40	旧長期損害保険料	144	控除対象扶養親族9 個人番号
41	夫ありフラグ	145	控除対象扶養親族10 フリガナ
42	未成年フラグ	146	控除対象扶養親族10 氏名
43	乙欄フラグ	147	控除対象扶養親族10 区分
44	本人特別障害フラグ	148	控除対象扶養親族10 個人番号
45	本人その他障害フラグ	149	16歳未満の扶養親族1 フリガナ
46	老年者フラグ	150	16歳未満の扶養親族1 氏名
47	寡婦一般フラグ	151	16歳未満の扶養親族1 区分
48	寡婦特別フラグ	152	16歳未満の扶養親族1 個人番号
49	寡夫フラグ	153	16歳未満の扶養親族2 フリガナ
50	勤労学生フラグ	154	16歳未満の扶養親族2 氏名
51	死亡退職フラグ	155	16歳未満の扶養親族2 区分
52	災害者フラグ	156	16歳未満の扶養親族2 個人番号
53	外国人フラグ	157	16歳未満の扶養親族3 フリガナ
54	中途就退職区分	158	16歳未満の扶養親族3 氏名
55	中途就退職年月日	159	16歳未満の扶養親族3 区分
56	摘要	160	16歳未満の扶養親族3 個人番号
57	年調定率控除額	161	16歳未満の扶養親族4 フリガナ
58	年末調整未済	162	16歳未満の扶養親族4 氏名
59	国民年金保険料等の金額	163	16歳未満の扶養親族4 区分
60	合算する給報ありフラグ	164	16歳未満の扶養親族4 個人番号
61	合算する給報の事業所コード	165	16歳未満の扶養親族5 フリガナ
62	合算する給報の事業所名	166	16歳未満の扶養親族5 氏名
63	合算する給報の支払金額	167	16歳未満の扶養親族5 区分
64	合算する給報の社会保険料	168	16歳未満の扶養親族5 個人番号
65	合算する給報の源泉徴収	169	16歳未満の扶養親族6 フリガナ
66	合算しないフラグ	170	16歳未満の扶養親族6 氏名
67	年金支払金額1	171	16歳未満の扶養親族6 区分
68	年金支払金額2	172	16歳未満の扶養親族6 個人番号
69	年金支払金額3	173	16歳未満の扶養親族7 フリガナ
70	年金支払金額合計	174	16歳未満の扶養親族7 氏名
71	年金所得金額	175	16歳未満の扶養親族7 区分
72	年金源泉徴収1	176	16歳未満の扶養親族7 個人番号
73	年金源泉徴収2	177	16歳未満の扶養親族8 フリガナ
74	年金源泉徴収3	178	16歳未満の扶養親族8 氏名
75	年金源泉徴収合計	179	16歳未満の扶養親族8 区分
76	資料番号1	180	16歳未満の扶養親族8 個人番号
77	資料番号2	181	16歳未満の扶養親族9 フリガナ
78	資料番号3	182	16歳未満の扶養親族9 氏名
79	OCRイメージファイル名	183	16歳未満の扶養親族9 区分
80	OCRイメージファイル適用名	184	16歳未満の扶養親族9 個人番号
81	住宅借入金等特別控除適用数	185	16歳未満の扶養親族10 フリガナ
82	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	186	16歳未満の扶養親族10 氏名

83	住宅借入金等の額(1回目)	187	16歳未満の扶養親族10 区分
84	居住開始年月日(2回目)	188	16歳未満の扶養親族10 個人番号
85	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	189	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
86	住宅借入金等の額(2回目)	190	5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号
87	登録日	191	真正性確認区分
88	更新日	192	合算済みフラグ
89	備考	193	合算優先フラグ
90	扶養年少人数	194	論理チェック確認区分
91	異動理由コード	195	最終更新ユーザ
92	新生命保険料の金額	196	最終更新端末
93	旧生命保険料の金額	197	訂正表示
94	介護医療保険料の金額	198	青色専従者
95	新個人年金保険料の金額	199	条約免除
96	登録区分	200	通知先アドレス
97	回送フラグ	201	未特定事由
98	印刷済フラグ	202	処置
99	印刷日	203	現職報告書ID
100	年金支払金額4	204	異動後事業所コード
101	年金源泉徴収4	205	個人特定キー
102	非居住者である親族の数	206	事業所特定キー
103	提出義務者の個人番号又は法人番号	207	控除対象配偶者 38万以下
104	支払を受ける者の個人番号	208	同配適用区分

(3) 課税資料情報データ(給報・年金 配偶者・被扶養者情報)

No.	項目名	No.	項目名
1	報告書ID	9	納税者との続柄(コード)
2	無効フラグ	10	納税者との続柄
3	宛名番号	11	扶養是正フラグ
4	控除区分	12	連携済フラグ
5	扶養区分	13	個人番号
6	同居老人フラグ	14	真正性確認区分
7	扶養障害区分	15	区分
8	同居特別障害フラグ	16	並順

(4) 課税資料情報データ(申告書本人情報)

No.	項目名	No.	項目名
1	宛名番号	86	申告区分
2	更新回数	87	確定申告書区分
3	無効フラグ	88	課税異動事由コード
4	課税課コード	89	取込区分
5	課税資料区分	90	異動年月日
6	直接入力フラグ	91	局署番号
7	青色申告フラグ	92	整理番号
8	分離課税ありフラグ	93	バッチ番号
9	損失申告ありフラグ	94	受付番号
10	資料せんありフラグ	95	連絡データ作成年月日
11	様式区分	96	団体確認用コード
12	申告受付場所区分	97	台帳番号
13	現住所同じフラグ	98	利用者識別番号
14	納税者番号	99	イメージファイル名
15	職業	100	イメージファイル格納パス
16	屋号	101	政党寄附金控除印刷フラグ
17	備考	102	家内特例計算書印刷フラグ
18	資料区分	103	株式譲渡印刷フラグ
19	障害区分	104	株式譲渡付表印刷フラグ
20	障害等級	105	控えを2部印刷するフラグ
21	均等割区分	106	国税連携_所得計
22	生活扶助フラグ	107	国税連携_控除計

23	未成年フラグ	108	国税連携_税額
24	家屋敷フラグ	109	国税連携_控除計6_15
25	非課税フラグ	110	国税連携_警告ERR1
26	申告後退職フラグ	111	国税連携_警告ERR2
27	特徴請求先事業所コード	112	異動理由コード
28	資料番号1	113	公益寄附金控除印刷フラグ
29	資料番号2	114	認定寄附金控除印刷フラグ
30	資料番号3	115	政党寄附金控除印刷フラグ
31	印刷状態	116	準確定付表印刷フラグ
32	印刷様式区分	117	譲渡内訳書印刷フラグ
33	住民税申告書印刷フラグ	118	国税連携更新フラグ
34	住所印刷しないフラグ	119	申告書第四表付表(一)印刷フラグ
35	申告者情報印刷フラグ	120	申告書第四表付表(二)印刷フラグ
36	氏名印刷フラグ	121	雑損失の金額の計算書
37	送付用印刷フラグ	122	震災条例減免
38	申告書第一表印刷フラグ	123	電子申告作成済フラグ
39	申告書第二表印刷フラグ	124	個人番号
40	申告書第三表印刷フラグ	125	真正性確認区分
41	申告書第四表印刷フラグ	126	税務署コード
42	住宅借入金控除印刷フラグ	127	国税連携_個人番号
43	住宅借入金控除連帯債務印刷フラグ	128	合算確申リスト出力フラグ
44	申告書第一表1シート印刷フラグ	129	セルフメディケーション税制の明細書印刷フラグ
45	申告書第四表1シート印刷フラグ	130	身元確認済みフラグ
46	扶養親族の内訳書	131	1月1日時点住所
47	源泉徴収税額の内訳書	132	自動計算フラグ
48	医療費控除の内訳書	133	報告書申告書合算フラグ
49	配当控除の内訳書	134	個人番号印刷区分
50	第四表 2	135	作成税理士印字しないフラグ
51	住民税申告書(分離課税用)	136	申告書第一表印刷フラグ(控え)
52	収支内訳書一般用	137	申告書第二表印刷フラグ(控え)
53	収支内訳書一般減価償却	138	申告書第三表印刷フラグ(控え)
54	収支内訳書一般その他経費	139	申告書第四表印刷フラグ(控え)
55	収支内訳書農業所得用	140	第四表 2(控え)
56	収支内訳書農業所得減価償却	141	住民税申告書(分離課税用)(控え)
57	収支内訳書農業所得その他経費	142	扶養親族の内訳書(控え)
58	収支内訳書不動産所得用	143	源泉徴収税額の内訳書(控え)
59	収支内訳書不動産所得減価償却	144	医療費控除の内訳書(控え)
60	収支内訳書不動産所得その他経費	145	配当控除の内訳書(控え)
61	住宅借入金控除(住民税)	146	家内特例計算書印刷フラグ(控え)
62	住宅借入金控除市町村提出用	147	株式譲渡印刷フラグ(控え)
63	住宅借入金控除税務署確認用	148	株式譲渡付表印刷フラグ(控え)
64	住宅借入金控除本人用	149	公益寄附金控除印刷フラグ(控え)
65	住宅借入金印刷区分	150	認定寄附金控除印刷フラグ(控え)
66	住宅借入金控除市町村提出用氏名	151	政党寄附金控除印刷フラグ(控え)
67	住宅借入金控除市町村提出用住所	152	準確定付表印刷フラグ(控え)
68	住宅借入金控除税務署確認氏名	153	譲渡内訳書印刷フラグ(控え)
69	住宅借入金控除税務署確認用住所	154	収支内訳書一般用(控え)
70	住宅借入金控除本人用氏名	155	収支内訳書一般減価償却(控え)
71	住宅借入金控除本人用住所	156	収支内訳書一般その他経費(控え)
72	住民税申告書提出用	157	収支内訳書農業所得用(控え)
73	住民税申告書控用	158	収支内訳書農業所得減価償却(控え)
74	収支内訳書印刷区分	159	収支内訳書農業所得その他経費(控え)
75	レーザー印刷提出用	160	収支内訳書不動産所得用(控え)
76	レーザー印刷住民税用	161	収支内訳書不動産所得減価償却(控え)
77	レーザー印刷本人用	162	収支内訳書不動産所得その他経費(控え)

78	レーザ印刷タイトル区分	163	住宅借入金控除印刷フラグ(控え)
79	住宅借入金控除(二面)印刷フラグ	164	住宅借入金控除(二面)印刷フラグ(控え)
80	データ区分	165	住宅借入金控除連帯債務印刷フラグ(控え)
81	ファイル種別	166	添付書類印刷フラグ
82	送信先地方自治体コード	167	セルフメディケーション税制の明細書印刷フラグ(控え)
83	送信先判別コード	168	国税連携_確申連携日時
84	国税内部使用コード	169	国税連携_申告書ID
85	1月1日(賦課期日)地方自治体コード		

(5) 課税資料情報データ(申告書 配偶者・被扶養者情報)

No.	項目名	No.	項目名
1	宛名番号(納税者)	9	納税者との続柄(コード)
2	無効フラグ	10	納税者との続柄
3	宛名番号	11	扶養是正フラグ
4	控除区分	12	連携済フラグ
5	扶養区分	13	個人番号
6	同居老人フラグ	14	真正性確認区分
7	扶養障害区分	15	国外居住区分
8	同居特別障害フラグ		

(6) 課税資料情報データ(申告書 専従者情報)

No.	項目名	No.	項目名
1	宛名番号(納税者)	9	納税者との続柄(コード)
2	無効フラグ	10	納税者との続柄
3	宛名番号	11	扶養是正フラグ
4	控除区分	12	連携済フラグ
5	扶養区分	13	個人番号
6	同居老人フラグ	14	真正性確認区分
7	扶養障害区分	15	国外居住区分
8	同居特別障害フラグ		

(7) 課税資料情報データ(総合課税所得情報)

No.	項目名	No.	項目名
1	宛名番号	69	総合課税譲渡短期所得(3次通算後)
2	無効フラグ	70	総合課税譲渡短期所得(損益通算後)
3	営業区分	71	特別控除条文(総合課税譲渡短期)
4	営業場所	72	特別控除(総合課税譲渡短期)
5	営業一般収入	73	総合課税譲渡短期所得(損益通算後・特別控除後)
6	営業その他収入	74	総合課税譲渡短期所得(表示用)
7	営業収入	75	総合課税譲渡長期種目
8	営業経費	76	総合課税譲渡長期場所
9	営業青色申告特別控除	77	総合課税譲渡長期収入
10	営業専従者控除	78	総合課税譲渡長期経費
11	営業所得	79	総合課税譲渡長期差引
12	農業区分	80	総合課税譲渡長期差引(特損相殺前)
13	農業場所	81	総合課税譲渡長期差引(相殺後)
14	農業収入	82	総合課税譲渡長期差引(表示用)
15	農業経費	83	一般特別控除(総合課税譲渡長期)
16	農業専従者控除	84	総合課税譲渡長期所得
17	農業青色申告特別控除	85	総合課税譲渡長期所得(総合譲渡一時通算後)
18	農業所得	86	総合課税譲渡長期所得(1次通算後)
19	農業免税肉用牛収入	87	総合課税譲渡長期所得(2次通算後)
20	農業免税肉用牛経費	88	総合課税譲渡長期所得(3次通算後)
21	農業免税肉用牛専従者控除	89	総合課税譲渡長期所得(損益通算後)
22	農業免税肉用牛所得	90	特別控除条文(総合課税譲渡長期)
23	農業分離肉用牛収入	91	特別控除(総合課税譲渡長期)
24	不動産場所	92	総合課税譲渡長期所得(損益通算後・特別控除後)
25	不動産収入	93	総合課税譲渡長期所得(表示用)
26	不動産経費	94	一時場所
27	不動産専従者控除	95	一時収入

28	不動産青色申告特別控除	96	一時経費
29	不動産所得	97	一時差引
30	利子場所	98	一般特別控除(一時)
31	利子収入	99	一時所得
32	利子所得	100	一時所得(特損相殺前)
33	配当場所	101	一時所得(総合譲渡一時通算後)
34	配当収入	102	一時所得(1次通算後)
35	配当経費	103	一時所得(2次通算後)
36	配当所得	104	一時所得(3次通算後)
37	配当株式上場分所得	105	一時所得(損益通算後)
38	配当少額所得	106	一時所得(表示用)
39	給与場所	107	総合課税譲渡長期・一時所得(損益通算後)
40	給与収入(専従者分除く)	108	譲渡計
41	給与収入(専従者分)	109	総合課税所得合計
42	給与収入	110	総合課税所得合計(損益通算後)
43	給与経費	111	総合課税所得合計(表示用)
44	給与所得	112	特例摘要条文
45	雑公的年金場所	113	特例摘要条文(区分1)
46	雑公的年金収入	114	特例摘要条文(条A1)
47	雑公的年金所得	115	特例摘要条文(条B1)
48	雑その他場所	116	特例摘要条文(条C1)
49	雑その他収入	117	特例摘要条文(項1)
50	雑その他経費	118	特例摘要条文(号1)
51	雑所得	119	特例摘要条文(区分2)
52	経常所得	120	特例摘要条文(条A2)
53	経常所得(1次通算後)	121	特例摘要条文(条B2)
54	経常所得(2次通算後)	122	特例摘要条文(条C2)
55	経常所得(3次通算後)	123	特例摘要条文(項2)
56	経常所得(損益通算後)	124	特例摘要条文(号2)
57	総合課税譲渡短期種目	125	特例摘要条文(区分3)
58	総合課税譲渡短期場所	126	特例摘要条文(条A3)
59	総合課税譲渡短期収入	127	特例摘要条文(条B3)
60	総合課税譲渡短期経費	128	特例摘要条文(条C3)
61	総合課税譲渡短期差引	129	特例摘要条文(項3)
62	総合課税譲渡短期差引(相殺後)	130	特例摘要条文(号3)
63	総合課税譲渡短期差引(表示用)	131	家内特例フラグ
64	一般特別控除(総合課税譲渡短期)	132	特定支出区分
65	総合課税譲渡短期所得	133	経常所得(内部計算用)
66	総合課税譲渡短期所得(総合譲渡一時通算後)	134	特定支出合計
67	総合課税譲渡短期所得(1次通算後)	135	特定支出控除
68	総合課税譲渡短期所得(2次通算後)	136	給与所得控除

(8) 課税資料情報データ(分離課税所得情報)

No.	項目名	No.	項目名
1	宛番号	80	株式譲渡未公開収入
2	無効フラグ	81	株式譲渡未公開経費
3	分離課税譲渡短期一般場所	82	株式譲渡未公開差引
4	分離課税譲渡短期一般収入	83	株式譲渡未公開差引(相殺後)
5	分離課税譲渡短期一般経費	84	株式譲渡未公開所得
6	分離課税譲渡短期一般差引	85	株式譲渡未公開所得(特定投資株式取得控除後)
7	分離課税譲渡短期一般差引(相殺後)	86	株式譲渡未公開所得(繰越損失控除後)
8	分離課税譲渡短期一般所得	87	株式譲渡公開特定場所
9	分離課税譲渡短期一般所得(繰越損失控除後)	88	株式譲渡公開特定収入
10	分離課税譲渡短期一般所得(表示用)	89	株式譲渡公開特定経費
11	特別控除条文(分離課税譲渡短期一般)	90	株式譲渡公開特定差引

12	特別控除(分離課税譲渡短期一般)	91	株式譲渡公開特定差引(相殺後)
13	分離課税譲渡短期一般所得(特別控除後)	92	株式譲渡公開特定以外場所
14	分離課税譲渡短期軽減場所	93	株式譲渡公開特定以外収入
15	分離課税譲渡短期軽減収入	94	株式譲渡公開特定以外経費
16	分離課税譲渡短期軽減経費	95	株式譲渡公開特定以外差引
17	分離課税譲渡短期軽減差引	96	株式譲渡公開特定以外差引(相殺後)
18	分離課税譲渡短期軽減差引(相殺後)	97	株式譲渡上場分収入
19	分離課税譲渡短期軽減所得	98	株式譲渡上場分経費
20	分離課税譲渡短期軽減所得(繰越損失控除後)	99	株式譲渡上場分差引
21	分離課税譲渡短期軽減所得(表示用)	100	株式譲渡上場差引(相殺後)
22	特別控除条文(分離課税譲渡短期軽減)	101	株式譲渡上場分所得
23	特別控除(分離課税譲渡短期軽減)	102	株式譲渡上場分所得(特定投資株式取得控除後)
24	分離課税譲渡短期軽減所得(特別控除後)	103	株式譲渡上場分所得(繰越損失控除後)
25	分離課税譲渡短期種類	104	特定投資株式取得控除
26	分離課税譲渡短期場所	105	商品先物取引場所
27	分離課税譲渡短期収入	106	商品先物取引収入
28	分離課税譲渡短期経費	107	商品先物取引経費
29	分離課税譲渡短期差引	108	商品先物取引所得
30	分離課税譲渡短期差引(相殺後)	109	商品先物取引所得(繰越損失控除後)
31	分離課税譲渡短期所得	110	山林場所
32	分離課税譲渡長期一般場所	111	山林収入
33	分離課税譲渡長期一般収入	112	山林経費
34	分離課税譲渡長期一般経費	113	山林青色申告特別控除
35	分離課税譲渡長期一般差引	114	山林専従者控除
36	分離課税譲渡長期一般差引(相殺後)	115	一般特別控除(山林)
37	分離課税譲渡長期一般所得	116	山林所得
38	分離課税譲渡長期一般所得(繰越損失控除後)	117	山林所得(2次通算後)
39	分離課税譲渡長期一般所得(表示用)	118	山林所得(3次通算後)
40	特別控除条文(分離課税譲渡長期一般)	119	山林所得(損益通算後)
41	特別控除(分離課税譲渡長期一般)	120	山林所得(繰越損失控除後)
42	分離課税譲渡長期一般所得(特別控除後)	121	特別控除条文(山林)
43	分離課税譲渡長期特定場所	122	特別控除(山林)
44	分離課税譲渡長期特定収入	123	山林所得(特別控除後)
45	分離課税譲渡長期特定経費	124	山林所得(表示用)
46	分離課税譲渡長期特定差引	125	退職種類
47	分離課税譲渡長期特定差引(相殺後)	126	退職場所
48	分離課税譲渡長期特定所得	127	退職勤続年数
49	分離課税譲渡長期特定所得(繰越損失控除後)	128	退職障害フラグ
50	分離課税譲渡長期特定所得(表示用)	129	退職収入
51	特別控除条文(分離課税譲渡長期特定)	130	退職経費
52	特別控除(分離課税譲渡長期特定)	131	退職差引
53	分離課税譲渡長期特定所得(特別控除後)	132	退職所得
54	分離課税譲渡長期軽減課場所	133	退職所得(3次通算後)
55	分離課税譲渡長期軽減課収入	134	退職所得(損益通算後)
56	分離課税譲渡長期軽減課経費	135	退職所得(繰越損失控除後)
57	分離課税譲渡長期軽減課差引	136	退職所得(表示用)
58	分離課税譲渡長期軽減課差引(相殺後)	137	所得金額の合計額
59	分離課税譲渡長期軽減課所得	138	合計所得金額
60	分離課税譲渡長期軽減課所得(繰越損失控除後)	139	総所得金額等の合計額
61	分離課税譲渡長期軽減課所得(表示用)	140	繰越損失額
62	特別控除条文(分離課税譲渡長期軽減課)	141	繰越純損失額
63	特別控除(分離課税譲渡長期軽減課)	142	繰越雑損失額
64	分離課税譲渡長期軽減課所得(特別控除後)	143	繰越株式譲渡損失
65	分離課税譲渡長期種類	144	本年差引株式譲渡損失
66	分離課税譲渡長期場所	145	繰越先物取引損失
67	分離課税譲渡長期収入	146	本年差引先物取引損失



68	分離課税譲渡長期経費	147	上場株式配当区分等
69	分離課税譲渡長期差引	148	上場株式配当場所
70	分離課税譲渡長期差引(相殺後)	149	上場株式配当収入
71	分離課税譲渡長期所得	150	上場株式配当経費
72	特定損失額	151	上場株式配当差引
73	特定損失額総合譲渡(相殺後)	152	上場株式配当差引相殺後
74	特定損失額(総合譲渡一時通算後)	153	本年差引上場株式配当損失
75	特定損失額(1次通算後)	154	合計所得金額(内部計算用)
76	特定損失額(2次通算後)	155	総所得金額等の合計額(内部計算用)
77	特定損失額(3次通算後)	156	居住用財産譲渡損失
78	特定損失額(損益通算後)	157	居住用財産繰越損失
79	株式譲渡未公開場所	158	上場株式配当所得(繰越損失控除前)

(9)課税資料情報データ(控除情報)

No.	項目名	No.	項目名
1	宛名番号	108	被扶養者続柄1
2	無効フラグ	109	被扶養者氏名1
3	雑損控除 損害の原因	110	被扶養者生年月日1
4	雑損控除 損害の年月日	111	被扶養者個人番号2
5	雑損控除 損害の種類	112	被扶養者続柄2
6	雑損控除 損害金額	113	被扶養者氏名2
7	雑損控除 補てん金額	114	被扶養者生年月日2
8	雑損控除 差引損失額	115	被扶養者個人番号3
9	雑損控除 災害関連支出	116	被扶養者続柄3
10	雑損控除額1	117	被扶養者氏名3
11	雑損控除額2	118	被扶養者生年月日3
12	雑損控除額	119	被扶養者個人番号4
13	医療控除 医療費	120	被扶養者続柄4
14	医療控除 補てん金額	121	被扶養者氏名4
15	医療控除 差引負担額	122	被扶養者生年月日4
16	医療控除 控除減額	123	被扶養者個人番号5
17	医療控除額	124	被扶養者続柄5
18	おむつ証明書あり	125	被扶養者氏名5
19	おむつ使用者	126	被扶養者生年月日5
20	社会保険料控除 種類1	127	被扶養者個人番号6
21	社会保険料控除 保険料1	128	被扶養者続柄6
22	社会保険料控除 種類2	129	被扶養者氏名6
23	社会保険料控除 保険料2	130	被扶養者生年月日6
24	社会保険料控除 種類3	131	被扶養者個人番号7
25	社会保険料控除 保険料3	132	被扶養者続柄7
26	社会保険料控除 種類4	133	被扶養者氏名7
27	社会保険料控除 保険料4	134	被扶養者生年月日7
28	社会保険料控除 種類5	135	被扶養者個人番号8
29	社会保険料控除 保険料5	136	被扶養者続柄8
30	社会保険料控除 種類6	137	被扶養者氏名8
31	社会保険料控除 保険料6	138	被扶養者生年月日8
32	社会保険料控除額	139	16歳未満被扶養者個人番号1
33	小規模企業共済等掛金控除 種類1	140	16歳未満被扶養者続柄1
34	小規模企業共済等掛金控除 掛金1	141	16歳未満被扶養者氏名1
35	小規模企業共済等掛金控除 種類2	142	16歳未満被扶養者生年月日1
36	小規模企業共済等掛金控除 掛金2	143	16歳未満被扶養者個人番号2
37	小規模企業共済等掛金控除 種類3	144	16歳未満被扶養者続柄2
38	小規模企業共済等掛金控除 掛金3	145	16歳未満被扶養者氏名2
39	小規模企業共済等掛金控除 種類4	146	16歳未満被扶養者生年月日2
40	小規模企業共済等掛金控除 掛金4	147	16歳未満被扶養者個人番号3

41	小規模企業共済等掛金控除額	148	16歳未満被扶養者続柄3
42	旧生命保険料の計	149	16歳未満被扶養者氏名3
43	旧個人年金保険料の計	150	16歳未満被扶養者生年月日3
44	生命保険控除額	151	16歳未満被扶養者個人番号4
45	地震保険料の計	152	16歳未満被扶養者続柄4
46	旧長期保険料の計	153	16歳未満被扶養者氏名4
47	地震保険料控除額	154	16歳未満被扶養者生年月日4
48	寄付金控除 寄付先の所在地	155	16歳未満被扶養者個人番号5
49	寄付金控除 寄付金	156	16歳未満被扶養者続柄5
50	寄付金控除 共同募金等	157	16歳未満被扶養者氏名5
51	寄付金控除 控除減額	158	16歳未満被扶養者生年月日5
52	寄付金控除額	159	16歳未満被扶養者個人番号6
53	寡婦区分	160	16歳未満被扶養者続柄6
54	寡婦夫理由	161	16歳未満被扶養者氏名6
55	寡婦夫控除額	162	16歳未満被扶養者生年月日6
56	勤労学生フラグ	163	専従者個人番号1
57	勤労学生控除学校名	164	専従者続柄1
58	勤労学生控除額	165	専従者氏名1
59	障害者控除計	166	専従者生年月日1
60	配偶者老人フラグ	167	専従者個人番号2
61	配偶者同居特障フラグ	168	専従者続柄2
62	配偶者控除ありフラグ	169	専従者氏名2
63	配偶者控除額	170	専従者生年月日2
64	配偶者所得金額	171	専従者個人番号3
65	配偶者特別控除ありフラグ	172	専従者続柄3
66	配偶者特別控除額	173	専従者氏名3
67	扶養控除額計	174	専従者生年月日3
68	扶養人数	175	専従者個人番号4
69	基礎控除額	176	専従者続柄4
70	所得から差し引かれる金額合計	177	専従者氏名4
71	配偶者人数	178	専従者生年月日4
72	特定扶養人数	179	専従者個人番号5
73	同居老人扶養人数	180	専従者続柄5
74	老人扶養人数	181	専従者氏名5
75	老人扶養人数配偶者人数	182	専従者生年月日5
76	その他扶養人数	183	専従者個人番号6
77	同居特別障害者人数	184	専従者続柄6
78	同居特別障害内配偶者人数	185	専従者氏名6
79	特別障害人数	186	専従者生年月日6
80	普通障害人数	187	地震保険料控除区分
81	源泉 社会保険料等の金額	188	配偶者国外居住区分
82	源泉 社会保険料等の内数	189	被扶養者国外居住区分1
83	源泉 生命保険料の控除額	190	被扶養者国外居住区分2
84	源泉 地震保険料の控除額	191	被扶養者国外居住区分3
85	源泉 住宅取得等特別控除額	192	被扶養者国外居住区分4
86	源泉 配偶者の合計所得	193	被扶養者国外居住区分5
87	源泉 個人年金保険料の金額	194	被扶養者国外居住区分6
88	源泉 旧長期損害保険料の金額	195	被扶養者国外居住区分7
89	寄附金控除 地方自治体	196	被扶養者国外居住区分8
90	寄附金控除 条例指定分_市町村	197	セルフメディケーションフラグ
91	寄附金控除 条例指定分_道府県	198	従来医療費 支払額
92	寄附金控除 条例指定分_合計	199	従来医療費 補てん金額
93	扶養年少人数	200	従来医療費 医療控除額
94	寄付金控除区分	201	従来医療費 通知記載医療費
95	震災関連寄附に係る寄附金	202	従来医療費 通知実際医療費

96	新生命保険料の金額	203	従来医療費 通知補てん金額
97	新個人年金保険料の金額	204	セルフメディケーション 支払額
98	介護医療保険料の金額	205	セルフメディケーション 補てん金額
99	源泉 新生命保険料の金額	206	セルフメディケーション 医療控除額
100	源泉 旧生命保険料の金額	207	セルフメディケーション 取組内容区分
101	源泉 新個人年金保険料の金額	208	セルフメディケーション 取組内容その他
102	源泉 旧個人年金保険料の金額	209	セルフメディケーション 発行者名
103	源泉 介護医療保険料の金額	210	所得控除の額の合計額
104	配偶者個人番号	211	勤労学生障害者控除額
105	配偶者氏名	212	配偶者(特別)控除区分
106	配偶者生年月日	213	配偶者(特別)控除額
107	被扶養者個人番号1	214	同一生計配偶者ありフラグ

(10) 課税資料情報データ(所得税情報)

No.	項目名	No.	項目名
1	宛番号	69	専従者給与額(配偶者)
2	無効フラグ	70	専従者給与額(配偶者以外)
3	農業分離肉用牛課税額	71	専従者給与額の合計額
4	総合課税に対する金額	72	青色申告特別控除額
5	短期譲渡一般分に対する金額	73	雑・一時所得の源泉徴収税額
6	短期譲渡軽減分に対する金額	74	未納付の源泉徴収税額
7	短期譲渡に対する金額	75	平均課税対象金額
8	長期譲渡一般分に対する金額	76	変動・臨時所得区分
9	長期譲渡特定分に対する金額	77	変動・臨時所得金額
10	長期譲渡軽減分に対する金額	78	申告期限までに納付する金額
11	長期譲渡に対する金額	79	延納届出額
12	株式等未公開分に対する金額	80	申告納税の増加額
13	株式等上場分に対する金額	81	第3期分の税額の増加額
14	株式等に対する金額	82	住民税徴収区分(給与以外)
15	商品先物取引に対する金額	83	住民税 退職含むフラグ
16	山林に対する金額	84	別居の扶養親族等 氏名1
17	退職に対する金額	85	別居の扶養親族等 住所1
18	総合課税に対する税額	86	青申配偶専従者
19	短期譲渡一般分に対する税額	87	青申配偶専従者給与
20	短期譲渡軽減分に対する税額	88	住民税 配当特例
21	短期譲渡に対する税額	89	住民税 非居住者特例
22	長期譲渡一般分に対する税額	90	住民税 配当割額控除
23	長期譲渡特定分に対する税額	91	住民税 株式等譲渡割額控除
24	長期譲渡軽減分に対する税額	92	事業税 非課税所得番号
25	長期譲渡に対する税額	93	事業税 非課税所得
26	株式等未公開分に対する税額	94	事業税 不動産所得
27	株式等上場分に対する税額	95	事業税 不動産減算特別控除
28	株式等に対する税額	96	事業税 譲渡損失
29	商品先物取引に対する税額	97	事業税 開廃業区分
30	山林に対する税額	98	事業税 開廃業年月日
31	退職に対する税額	99	事業税 開廃業他道府県
32	税額計	100	上場株式配当分に対する金額
33	配当控除 利益配当に係る所得金額	101	上場株式配当分に対する税額
34	配当控除 一般外貨建証券投信	102	耐震特定優良区分
35	配当控除 他の証券投信	103	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除区分
36	配当控除	104	政党等寄附金等特別控除区分
37	投資・リース税額等控除	105	再差引所得税額
38	住宅借入金年末残高	106	復興特別所得税
39	居住開始年月日	107	所得税及び復興特別所得税の額
40	住宅取得等特別控除額	108	外国税額控除区分

41	震災被災者の再取得等フラグ	109	別居の扶養親族等 個人番号1
42	政党等寄付金特別控除	110	別居の扶養親族等 個人番号2
43	住宅耐震改修特別控除	111	別居の扶養親族等 個人番号3
44	電子証明書等特別控除	112	居住開始年月日(1回目)
45	差引所得税額	113	控除該当番号(1回目)
46	災害減免額控除	114	特定取得区分(1回目)
47	外国税額控除	115	住宅借入金年末残高(1回目)
48	源泉徴収税額	116	住宅借入金年末残高 増改築(1回目)
49	源泉枚数	117	住宅取得等特別控除額(1回目)
50	特別減税額	118	居住開始年月日(2回目)
51	税務署申告誤り	119	控除該当番号(2回目)
52	税務署納税額	120	特定取得区分(2回目)
53	申告納税額	121	住宅借入金年末残高(2回目)
54	予定納税額	122	住宅借入金年末残高 増改築(2回目)
55	第3期分の納税額	123	住宅取得等特別控除額(2回目)
56	第3期分の還付額	124	別居の扶養親族等 氏名2
57	121条適用フラグ	125	別居の扶養親族等 氏名3
58	還付銀行名	126	別居の扶養親族等 住所2
59	還付銀行種別	127	別居の扶養親族等 住所3
60	還付銀行支店名	128	別居の扶養親族等 カナ氏名1
61	還付銀行支店種別	129	別居の扶養親族等 カナ氏名2
62	還付郵便局名	130	別居の扶養親族等 カナ氏名3
63	還付口座種別	131	別居の扶養親族等 宛番号1
64	還付口座番号	132	別居の扶養親族等 宛番号2
65	還付記号番号1	133	別居の扶養親族等 宛番号3
66	還付記号番号2	134	住宅借入金入力区分(1回目)
67	専従者人数	135	住宅借入金入力区分(2回目)
68	専従者人数(配偶者以外)		

(11) 課税資料情報データ(損失申告情報)

No.	項目名	No.	項目名
1	宛番号	68	損失額 変動所得C2
2	無効フラグ	69	損失額 変動所得C3
3	青色申告者の損失の金額	70	損失額 山林以外C1
4	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	71	損失額 山林以外C2
5	変動所得の損失額	72	損失額 山林以外C3
6	損害の種類(営農業)	73	損失額 山林所得C1
7	損害の原因(営農業)	74	損失額 山林所得C2
8	損害年月日(営農業)	75	損失額 山林所得C3
9	損害金額(営農業)	76	損失額 居住用財産C1
10	補填金額(営農業)	77	損失額 居住用財産C2
11	差引損害金額(営農業)	78	損失額 居住用財産C3
12	損害の種類(不動産)	79	損失額 雑損C1
13	損害の原因(不動産)	80	損失額 雑損C2
14	損害年月日(不動産)	81	損失額 雑損C3
15	損害金額(不動産)	82	損失額 株式
16	補填金額(不動産)	83	損失額 先物取引
17	差引損害金額(不動産)	84	所得金額 雑損用
18	損害の種類(山林)	85	繰越損失額
19	損害の原因(山林)	86	繰越損失額(雑損)
20	損害年月日(山林)	87	繰越損失額(株式)
21	損害金額(山林)	88	繰越損失額(先物取引)
22	補填金額(山林)	89	損失額 上場株式配当
23	差引損害金額(山林)	90	青色申告者の被災損失の金額
24	被災損失額(山林)	91	被災棚卸資産差引損害金額(営農業)

25	被災損失額_山林以外	92	被災固定資産差引損害金額(営農業)
26	損失額 山林以外(青色)A1	93	被災固定資産差引損害金額(不動産)
27	損失額 山林以外(青色)A2	94	被災固定資産差引損害金額(山林)
28	損失額 山林所得(青色)A1	95	被災純損失額(山林)
29	損失額 山林所得(青色)A2	96	被災純損失額_山林以外
30	損失額 変動所得A1	97	被災損失額 青・白A1
31	損失額 変動所得A2	98	被災損失額 青・白A2
32	損失額 山林以外A1	99	被災損失額 青・白A3
33	損失額 山林以外A2	100	被災特定雑損失額A1
34	損失額 山林所得A1	101	被災特定雑損失額A2
35	損失額 山林所得A2	102	被災特定雑損失額A3
36	損失額 居住用財産A1	103	被災繰越損失額(雑損)
37	損失額 居住用財産A2	104	被災損失額 山林以外(青色)B1
38	損失額 雑損A1	105	被災損失額 山林以外(青色)B2
39	損失額 雑損A2	106	被災損失額 山林以外(青色)B3
40	損失額 山林以外(青色)B1	107	被災損失額 山林以外B1
41	損失額 山林以外(青色)B2	108	被災損失額 山林以外B2
42	損失額 山林以外(青色)B3	109	被災損失額 山林以外B3
43	損失額 山林所得(青色)B1	110	被災損失額 山林以外(青白)B1
44	損失額 山林所得(青色)B2	111	被災損失額 山林以外(青白)B2
45	損失額 山林所得(青色)B3	112	被災損失額 山林以外(青白)B3
46	損失額 変動所得B1	113	被災損失額 雑損B1
47	損失額 変動所得B2	114	被災損失額 雑損B2
48	損失額 変動所得B3	115	被災損失額 雑損B3
49	損失額 山林以外B1	116	被災損失額 山林以外(青白)C1
50	損失額 山林以外B2	117	被災損失額 山林以外(青白)C2
51	損失額 山林以外B3	118	被災損失額 山林以外(青白)C3
52	損失額 山林所得B1	119	被災損失額 雑損C1
53	損失額 山林所得B2	120	被災損失額 雑損C2
54	損失額 山林所得B3	121	被災損失額 雑損C3
55	損失額 居住用財産B1	122	震災特例
56	損失額 居住用財産B2	123	被災損失額 山林以外(青白)D1
57	損失額 居住用財産B3	124	被災損失額 山林以外(青白)D2
58	損失額 雑損B1	125	被災損失額 山林以外(青白)D3
59	損失額 雑損B2	126	被災損失額 雑損D1
60	損失額 雑損B3	127	被災損失額 雑損D2
61	損失額 山林以外(青色)C1	128	被災損失額 雑損D3
62	損失額 山林以外(青色)C2	129	被災損失額 山林以外(青白)E1
63	損失額 山林以外(青色)C3	130	被災損失額 山林以外(青白)E2
64	損失額 山林所得(青色)C1	131	被災損失額 山林以外(青白)E3
65	損失額 山林所得(青色)C2	132	被災損失額 雑損E1
66	損失額 山林所得(青色)C3	133	被災損失額 雑損E2
67	損失額 変動所得C1	134	被災損失額 雑損E3

(12) 課税資料情報データ(住民税情報)

No.	項目名	No.	項目名
1	宛番号	56	県民税 総合課税に対する税額
2	無効フラグ	57	市民税 短期譲渡一般分に対する税額
3	住民税 配当所得	58	県民税 短期譲渡一般分に対する税額
4	住民税 経常所得(損益通算後)	59	市民税 短期譲渡軽減分に対する税額
5	住民税 総合課税所得合計(損益通算後)	60	県民税 短期譲渡軽減分に対する税額
6	住民税 分離課税譲渡短期一般所得(特別控除後)	61	市民税 長期譲渡一般分に対する税額
7	住民税 分離課税譲渡短期軽減所得(特別控除後)	62	県民税 長期譲渡一般分に対する税額
8	住民税 分離課税譲渡長期一般所得(特別控除後)	63	市民税 長期譲渡特定分に対する税額
9	住民税 分離課税譲渡長期特定所得(特別控除後)	64	県民税 長期譲渡特定分に対する税額

10	住民税 分離課税譲渡長期軽課所得(特別控除後)	65	市民税 長期譲渡軽課分に対する税額
11	住民税 株式譲渡未公開所得(特定投資株式取得控除後)	66	県民税 長期譲渡軽課分に対する税額
12	住民税 株式譲渡上場分所得(特定投資株式取得控除後)	67	市民税 株式等未公開分に対する税額
13	住民税 商品先物取引所得(繰越損失控除後)	68	県民税 株式等未公開分に対する税額
14	住民税 山林所得(特別控除後)	69	市民税 株式等上場分に対する税額
15	住民税 退職所得(繰越損失控除後)	70	県民税 株式等上場分に対する税額
16	住民税 合計所得金額	71	市民税 商品先物取引に対する税額
17	住民税 総所得金額等の合計額	72	県民税 商品先物取引に対する税額
18	住民税 雑損控除額	73	市民税 山林に対する税額
19	住民税 医療控除額	74	県民税 山林に対する税額
20	住民税 社会保険料控除額	75	市民税 退職に対する税額
21	住民税 小規模企業共済等掛金控除額	76	県民税 退職に対する税額
22	住民税 生命保険控除額	77	市民税 税額計
23	住民税 地震保険料控除額	78	県民税 税額計
24	住民税 寄付金控除額	79	市民税 調整控除額
25	住民税 寡婦夫控除額	80	県民税 調整控除額
26	住民税 勤労学生控除額	81	市民税 配当控除額
27	住民税 障害者控除計	82	県民税 配当控除額
28	住民税 配偶者控除額	83	市民税 住宅取得等特別控除額
29	住民税 配偶者所得金額	84	県民税 住宅取得等特別控除額
30	住民税 配偶者特別控除額	85	市民税 外国税額控除
31	住民税 扶養控除額計	86	県民税 外国税額控除
32	住民税 扶養人数	87	市民税 税額控除後所得割
33	住民税 基礎控除額	88	県民税 税額控除後所得割
34	住民税 所得から差し引かれる金額合計	89	市民税 配当株式等所得割
35	住民税 配偶者人数	90	県民税 配当株式等所得割
36	住民税 特定扶養人数	91	市民税 所得割
37	住民税 同居老人扶養人数	92	県民税 所得割
38	住民税 老人扶養人数	93	市民税 均等割
39	住民税 その他扶養人数	94	県民税 均等割
40	住民税 同居特別障害者人数	95	県民税 森林環境税
41	住民税 同居特別障害内配偶者人数	96	市民税 市民税合計
42	住民税 特別障害者人数	97	県民税 県民税合計
43	住民税 普通障害者人数	98	住民税合計
44	住民税 総合課税に対する金額	99	還付又は充当額
45	住民税 短期譲渡一般分に対する金額	100	市民税 寄附金税額控除
46	住民税 短期譲渡軽減分に対する金額	101	県民税 寄附金税額控除
47	住民税 長期譲渡一般分に対する金額	102	市民税 税額調整額
48	住民税 長期譲渡特定分に対する金額	103	県民税 税額調整額
49	住民税 長期譲渡軽減分に対する金額	104	住民税 上場株式配当所得
50	住民税 株式等未公開分に対する金額	105	住民税 上場株式配当分に対する金額
51	住民税 株式等上場分に対する金額	106	市民税 上場株式配当に対する税額
52	住民税 商品先物取引に対する金額	107	県民税 上場株式配当に対する税額
53	住民税 山林に対する金額	108	住民税繰越損失額
54	住民税 退職に対する金額	109	住民税繰越純損失額
55	市民税 総合課税に対する税額	110	住民税繰越雑損失額

(13)個人番号アクセスログデータ

No.	項目名	No.	項目名
1	連番	11	処理名
2	年度	12	実行ID
3	処理日時	13	操作名
4	担当者ID	14	処理対象
5	担当者名	15	課税資料キー1
6	サーバーID	16	課税資料キー2
7	端末ID	17	対象者

8	機能ID	18	宛名番号
9	機能名	19	個人番号
10	処理ID		

(14) 課税資料データ(申告書情報) ※国税データ取り込み

No.	項目名	No.	項目名
1	年度	140	IT部_連結法人一連番号
2	申告書ID	141	IT部_連結事業年度(自)
3	履歴ID	142	IT部_連結事業年度(至)
4	ファイルID	143	IT部_連結法人名称読み
5	宛名番号	144	IT部_連結法人名称
6	資料番号	145	IT部_連結法人所在地
7	データ区分	146	IT部_連結法人電話番号
8	ファイル種別	147	IT部_資本金又は出資金額(連結法人)
9	送信先地方自治体コード	148	IT部_代表者氏名読み(連結法人)
10	送信先判別コード	149	IT部_代表者氏名(連結法人)
11	納税地住所コード	150	IT部_代表者住所(連結法人)
12	1月1日(賦課期日)地方自治体コード	151	IT部_経理責任者名(連結法人)
13	申告区分	152	IT部_事業内容(連結法人)
14	確定申告書区分	153	IT部_利用者識別番号(その他)
15	課税異動事由コード	154	KSK独自_更正・決定
16	取込区分	155	KSK独自_ビューア用表示文言
17	異動年月日	156	KSK独自_(一表)控除合計
18	局署番号	157	KSK独自_(一表)耐震改修控除
19	整理番号	158	KSK独自_(一表)特定改修控除
20	バッチ番号	159	KSK独自_(一表)優良住宅控除
21	受付番号	160	KSK独自_(一表)災害減免額
22	連絡データ作成年月日	161	KSK独自_(一表)外国税額控除
23	団体確認用コード	162	KSK独自_(一表)定率減税額
24	台帳番号	163	KSK独自_(一表)変動所得
25	受信日時	164	KSK独自_(一表)臨時所得
26	申告書の種類	165	KSK独自_(一表)臨時雑所得
27	税務署名	166	KSK独自_(五表)耐震改修控除
28	提出年月	167	KSK独自_(五表)特定改修控除
29	納税地区分	168	KSK独自_(五表)優良住宅控除
30	郵便番号	169	KSK独自_(五表)災害減免額
31	住所	170	KSK独自_(五表)外国税額控除
32	1月1日の住所(年)	171	KSK独自_(五表)定率減税額
33	1月1日の住所(住所)	172	KSK独自_正確事実発生日
34	カナ氏名	173	備考
35	清音カナ氏名	174	個人特定処理日時
36	氏名	175	更新者
37	性別	176	更新日時
38	職業	177	税務署確認区分
39	屋号・雅号	178	XMLバージョン
40	世帯主の氏名	179	マルチTIFページ情報総数
41	世帯主との続柄	180	源泉徴収文字列チェックFLG
42	生年月日	181	パンチ取込済みFLG
43	生年月日(西暦)	182	資料番号編集後
44	電話番号	183	マルチTIFページ情報4付表-1
45	青色区分	184	マルチTIFページ情報4付表-2
46	分離区分	185	KSK独自_(一表)震災寄附金控除額
47	損失区分	186	KSK独自_(一表)申告記載寄附金控除額
48	修正区分	187	KSK独自_(一表)再取得住宅借入金控除額
49	特農の表示区分	188	KSK独自_(一表)滅失住宅借入金控除額
50	地方取受分フラグ	189	KSK独自_(一表)重複適用住宅借入金控除額

51	仕訳区分	190	KSK独自_(一表)特定震災寄附金税額控除額
52	他市回送FLG	191	KSK独自_(一表)申告記載寄附金税額控除額
53	団体コード	192	KSK独自_(四表付表一)繰越本年震災青色損失額
54	印刷済FLG	193	KSK独自_(四表付表一)繰越本年青色純損失額
55	市町村受付済FLG	194	KSK独自_(四表付表一)繰越本年震災山林被災損失額
56	確認済FLG	195	KSK独自_(四表付表一)繰越本年山林特定純損失額
57	エラー区分	196	KSK独自_(四表付表一)繰越本年震災その他被災損失額
58	連携済FLG(ホスト)	197	KSK独自_(四表付表一)繰越本年その他特定純損失額
59	連携済FLG(確申)	198	KSK独自_(四表付表二)繰越本年特定雑損失額
60	連携済FLG(課税F)	199	KSK独自_(五表)震災寄附金控除額
61	取込済FLG	200	KSK独自_(五表)申告記載寄附金控除額
62	保留FLG	201	KSK独自_(五表)再取得住宅借入金控除額
63	無効FLG	202	KSK独自_(五表)滅失住宅借入金控除額
64	状態区分	203	KSK独自_(五表)重複適用住宅借入金控除額
65	別紙FLG	204	KSK独自_(五表)特定震災寄附金税額控除額
66	扶養人数設定FLG	205	KSK独自_(五表)申告記載寄附金税額控除額
67	申告書第五表FLG	206	CSV検索結果
68	様式区分	207	生命保険_逆算有無
69	取込日	208	地震保険_逆算有無
70	仕訳日	209	KSK独自_(一表)基準所得税額
71	マルチTIFページ情報1	210	KSK独自_(一表)復興特別所得税額
72	マルチTIFページ情報2	211	KSK独自_(一表)合計所得税額
73	マルチTIFページ情報3	212	個人特定更新日時
74	マルチTIFページ情報4-1	213	補記対象FLG
75	マルチTIFページ情報4-2	214	(妥当性)生命保険料控除
76	マルチTIFページ情報5	215	(妥当性)地震保険料控除
77	次葉フラグ	216	(妥当性)扶養控除
78	複数帳票フラグ	217	(妥当性)雑損控除
79	他市回送済FLG	218	(妥当性)医療費控除
80	IT部_税務署名	219	(妥当性)寄附金控除
81	IT部_提出年月日	220	(妥当性)専従者給与額
82	IT部_利用者識別番号	221	(判定)寡婦(寡夫)
83	IT部_整理番号	222	(判定)勤労学生
84	IT部_氏名・名称読み	223	(判定)配偶者控除・配偶者特別控除
85	IT部_氏名・名称	224	(判定)控対配区分
86	IT部_納税者所在地郵便番号	225	(カウント)扶養者
87	IT部_納税者所在地読み	226	(カウント)年少扶養者
88	IT部_納税者所在地	227	(カウント)障害者
89	IT部_納税地_地方自治体コード	228	(存在)所得の内訳
90	IT部_1月1日住所	229	(存在)雑所得等の内訳
91	IT部_1月1日住所_地方自治体コード	230	(存在)配偶者
92	IT部_納税者所在地屋号読み	231	(存在)控除対象者
93	IT部_納税者所在地屋号	232	(存在)専従者
94	IT部_納税者電話番号	233	(存在)特例適用条文
95	IT部_性別	234	(存在)住民税_年少扶養
96	IT部_生年月日	235	(存在)住民税_配当特例
97	IT部_設立年月日	236	(存在)住民税_非居住者特例
98	IT部_決算日	237	(存在)住民税_配当割
99	IT部_決算回数	238	(存在)住民税_林譲渡控除
100	IT部_資本金又は出資金額	239	(存在)住民税_寄附金都道府県
101	IT部_世帯主氏名	240	(存在)住民税_寄附金日赤
102	IT部_世帯主との続柄	241	(存在)住民税_条例都道府県
103	IT部_事業内容	242	(存在)住民税_条例市区町村
104	IT部_職業	243	(存在)住民税_控対配専従者
105	IT部_還付先金融機関	244	(存在)事業税_非課税番号
106	IT部_事業所読み	245	(存在)事業税_非課税金額



107	IT部_事業所名称	246	(存在)事業税_不動産所得
108	IT部_事業所郵便番号	247	(存在)事業税_青色控除額
109	IT部_事業所住所	248	(存在)事業税_譲渡損失
110	IT部_事業所屋号	249	二表OCR済FLG
111	IT部_事業所電話番号	250	KSK独自_(五表)復興基準所得税額
112	IT部_代表者氏名読み	251	KSK独自_(五表)復興特別所得税額
113	IT部_代表者氏名	252	KSK独自_(五表)復興合計所得税額
114	IT部_代表者郵便番号	253	KSK独自_(一表)特定支出区分
115	IT部_代表者住所	254	KSK独自_(一表)外国税額控除区分
116	IT部_代表者電話番号	255	KSK独自_(五表)特定支出区分
117	IT部_製造場等名読み	256	KSK独自_(五表)外国税額控除区分
118	IT部_製造場等名称	257	自動無効フラグ
119	IT部_製造場等郵便番号	258	KSK独自_(一表)配偶者特別控除
120	IT部_製造場等所在地	259	KSK独自_(五表)配偶者特別控除
121	IT部_製造場等電話番号	260	居住開始日自動補記フラグ
122	IT部_利用者識別番号(代理人等)	261	IT部_個人番号
123	IT部_代理人等氏名読み	262	IT部_法人番号
124	IT部_代理人等氏名	263	国出区分
125	IT部_代理人等郵便番号	264	KSK独自_(一表)国出区分
126	IT部_代理人住所	265	真正性確認区分
127	IT部_代理人等電話番号	266	合算確申リスト出力フラグ
128	IT部_手続き	267	身元確認
129	IT部_年分	268	番号確認
130	IT部_年月分	269	本人確認更新判別コード
131	IT部_事業年度(自)	270	KSK独自_(一表)記載個人番号
132	IT部_事業年度(至)	271	KSK独自_(一表)補完個人番号
133	IT部_課税期間(自)	272	KSK独自_(三表)一般株式等の譲渡収入金額
134	IT部_課税期間(至)	273	KSK独自_(三表)一般株式等の譲渡所得金額
135	IT部_経理責任者名	274	個人特定キー
136	IT部_申告の種類	275	更新回数
137	IT部_計算書の種類	276	未特定事由
138	IT部_親法人名称	277	KSK独自_(一表)医療費特例控除額
139	IT部_親法人所在地	278	KSK独自_(五表)医療費特例控除額

(15) 課税資料データ(申告書第一表情報)		※国税データ取り込み	
No.	項目名	No.	項目名
1	年度	78	還付金の受取_支店名
2	申告書ID	79	還付金の受取_金融機関コード
3	履歴ID	80	還付金の受取_支店コード
4	収入_営業等	81	還付金の受取_預金種類
5	収入_農業	82	還付金の受取_口座番号
6	収入_不動産	83	還付金の受取_郵便局名
7	収入_利子	84	還付金の受取_記号番号上5桁
8	収入_配当	85	還付金の受取_記号番号下8桁
9	収入_給与	86	税理士署名欄_税理士名
10	収入_雑:公的年金等	87	税理士署名欄_電話番号
11	収入_雑:その他	88	税理士署名欄_書面提出第30条
12	収入_総合譲渡:短期	89	税理士署名欄_書面提出第33条
13	収入_総合譲渡:長期	90	合計所得金額
14	収入_一時	91	総所得金額等の合計額
15	所得_事業:営業等(特例表示)	92	更新者
16	所得_事業:営業等	93	更新日時
17	所得_事業:農業(特例表示)	94	寄附金控除_区分
18	所得_事業:農業	95	住宅借入金等特別控除_区分
19	所得_不動産(特例表示)	96	政党等寄附金等特別控除_区分

20	所得_不動産	97	年少扶養人数
21	所得_利子	98	16歳未満宛名番号1
22	所得_配当	99	16歳未満宛名番号2
23	所得_給与	100	16歳未満宛名番号3
24	所得_雑(特例表示)	101	16歳未満宛名番号4
25	所得_雑	102	16歳未満宛名番号5
26	所得_総合譲渡・一時	103	16歳未満宛名番号6
27	所得_合計	104	16歳未満カナ氏名1
28	控除_雑損控除	105	16歳未満カナ氏名2
29	控除_医療費控除	106	16歳未満カナ氏名3
30	控除_社会保険料控除	107	16歳未満カナ氏名4
31	控除_小規模企業共済等掛金控除	108	16歳未満カナ氏名5
32	控除_生命保険料控除	109	16歳未満カナ氏名6
33	控除_地震保険料控除	110	16歳未満氏名1
34	控除_寄附金控除	111	16歳未満氏名2
35	控除_寡婦、寡夫控除	112	16歳未満氏名3
36	控除_勤労学生、障害者控除	113	16歳未満氏名4
37	控除_配偶者控除	114	16歳未満氏名5
38	控除_配偶者特別控除	115	16歳未満氏名6
39	控除_扶養控除	116	16歳未満続柄1
40	控除_基礎控除	117	16歳未満続柄2
41	控除_合計	118	16歳未満続柄3
42	総合課税所得合計	119	16歳未満続柄4
43	税額計	120	16歳未満続柄5
44	配当控除	121	16歳未満続柄6
45	その他の税額控除(名称)	122	16歳未満扶養親族生年月日1
46	その他の税額控除(区分)	123	16歳未満扶養親族生年月日2
47	その他の税額控除(控除額)	124	16歳未満扶養親族生年月日3
48	住宅借入金等特別控除	125	16歳未満扶養親族生年月日4
49	政党等寄附金特別控除	126	16歳未満扶養親族生年月日5
50	住宅耐震改修特別控除区分	127	16歳未満扶養親族生年月日6
51	住宅特定改修特別税額控除区分	128	16歳未満扶養親族別居住所1
52	優良住宅控除区分	129	16歳未満扶養親族別居住所2
53	耐震特定優良区分	130	16歳未満扶養親族別居住所3
54	耐震特定優良控除額	131	16歳未満扶養親族別居住所4
55	電子証明書等特別控除	132	16歳未満扶養親族別居住所5
56	(免)表示	133	16歳未満扶養親族別居住所6
57	差引所得税額	134	災害減免額
58	災害減免額区分	135	外国税額控除
59	外国税額控除区分	136	所得_給与区分
60	災害減免額、外国税額控除	137	控除_配偶者(特別)控除区分
61	源泉徴収税額	138	控除_配偶者(特別)控除
62	申告納税額	139	再差引所得税額
63	予定納税額	140	復興特別所得税額
64	第3期分の税額納める税金	141	所得税及び復興特別所得税の額
65	第3期分の税額還付される税金	142	16歳未満個人番号1
66	配偶者の合計所得	143	16歳未満個人番号2
67	専従者給与(控除)額の合計額	144	16歳未満個人番号3
68	青色申告特別控除額	145	16歳未満個人番号4
69	雑・一時の源泉徴収税額の合計額	146	16歳未満個人番号5
70	未納付の源泉徴収税額	147	16歳未満個人番号6
71	本年分で差し引く繰越損失額	148	16歳未満真正性確認区分1
72	平均課税対象金額	149	16歳未満真正性確認区分2
73	変動・臨時所得(区分)	150	16歳未満真正性確認区分3
74	変動・臨時所得(所得)	151	16歳未満真正性確認区分4
75	申告期限までに納付する金額	152	16歳未満真正性確認区分5
76	延納届出額	153	16歳未満真正性確認区分6
77	還付金の受取_金融機関名	154	控除_医療費控除区分

(16) 課税資料データ(申告書第二表情報)		※国税データ取り込み	
No.	項目名	No.	項目名
1	年度	174	小規模企業共済等掛金控除_種類1
2	申告書ID	175	小規模企業共済等掛金控除_種類2
3	履歴ID	176	小規模企業共済等掛金控除_種類3
4	所得内訳_種類1	177	小規模企業共済等掛金控除_支払掛金1
5	所得内訳_種類2	178	小規模企業共済等掛金控除_支払掛金2
6	所得内訳_種類3	179	小規模企業共済等掛金控除_支払掛金3
7	所得内訳_種類4	180	小規模企業共済等掛金控除_次葉合計(項目名)
8	所得内訳_種類5	181	小規模企業共済等掛金控除_次葉合計(金額)
9	所得内訳_種類6	182	小規模企業共済等掛金控除_合計
10	所得内訳_種類7	183	生命保険_一般保険料計
11	所得内訳_種類8	184	生命保険_個人年金保険料計
12	所得内訳_種類9	185	地震保険料計
13	所得内訳_種類10	186	旧長期損害保険料計
14	所得内訳_種類11	187	寄附金控除_所在地
15	所得内訳_種類12	188	寄附金控除_名称
16	所得内訳_場所1	189	寄附金控除_寄附金
17	所得内訳_場所2	190	寡婦控除区分
18	所得内訳_場所3	191	寡婦原因区分
19	所得内訳_場所4	192	勤労学生控除区分
20	所得内訳_場所5	193	勤労学生控除_学校名
21	所得内訳_場所6	194	障害者控除_氏名
22	所得内訳_場所7	195	配偶者控除_配偶者氏名
23	所得内訳_場所8	196	配偶者控除_配偶者生年月日
24	所得内訳_場所9	197	配偶者控除区分
25	所得内訳_場所10	198	配偶者特別控除区分
26	所得内訳_場所11	199	扶養控除_扶養親族氏名1
27	所得内訳_場所12	200	扶養控除_扶養親族氏名2
28	所得の内訳_支払者1	201	扶養控除_扶養親族氏名3
29	所得の内訳_支払者2	202	扶養控除_扶養親族氏名4
30	所得の内訳_支払者3	203	扶養控除_扶養親族氏名5
31	所得の内訳_支払者4	204	扶養控除_扶養親族氏名6
32	所得の内訳_支払者5	205	扶養控除_扶養親族氏名7
33	所得の内訳_支払者6	206	扶養控除_扶養親族氏名8
34	所得の内訳_支払者7	207	扶養控除_続柄1
35	所得の内訳_支払者8	208	扶養控除_続柄2
36	所得の内訳_支払者9	209	扶養控除_続柄3
37	所得の内訳_支払者10	210	扶養控除_続柄4
38	所得の内訳_支払者11	211	扶養控除_続柄5
39	所得の内訳_支払者12	212	扶養控除_続柄6
40	所得の内訳_収入1	213	扶養控除_続柄7
41	所得の内訳_収入2	214	扶養控除_続柄8
42	所得の内訳_収入3	215	扶養控除_生年月日1
43	所得の内訳_収入4	216	扶養控除_生年月日2
44	所得の内訳_収入5	217	扶養控除_生年月日3
45	所得の内訳_収入6	218	扶養控除_生年月日4
46	所得の内訳_収入7	219	扶養控除_生年月日5
47	所得の内訳_収入8	220	扶養控除_生年月日6
48	所得の内訳_収入9	221	扶養控除_生年月日7
49	所得の内訳_収入10	222	扶養控除_生年月日8
50	所得の内訳_収入11	223	扶養控除_控除額1
51	所得の内訳_収入12	224	扶養控除_控除額2
52	所得の内訳_源泉1	225	扶養控除_控除額3
53	所得の内訳_源泉2	226	扶養控除_控除額4

54	所得の内訳_源泉3	227	扶養控除_控除額5
55	所得の内訳_源泉4	228	扶養控除_控除額6
56	所得の内訳_源泉5	229	扶養控除_控除額7
57	所得の内訳_源泉6	230	扶養控除_控除額8
58	所得の内訳_源泉7	231	扶養控除_次葉合計(項目名)
59	所得の内訳_源泉8	232	扶養控除_次葉合計(金額)
60	所得の内訳_源泉9	233	扶養控除額の合計
61	所得の内訳_源泉10	234	住民税の徴収方法の選択
62	所得の内訳_源泉11	235	別居の控除対象者_氏名
63	所得の内訳_源泉12	236	別居の控除対象者_住所
64	所得の内訳_次葉合計(項目名)	237	所得税_控対配_専従者_氏名
65	所得の内訳_次葉合計(金額)	238	所得税_控対配_専従者_給与
66	所得の内訳_源泉徴収税額計	239	住民税_配当特例
67	事業専従者_氏名1	240	住民税_非居住者特例
68	事業専従者_氏名2	241	住民税_配当割額控除額
69	事業専従者_氏名3	242	住民税_株式等譲渡所得割額控除額
70	事業専従者_氏名4	243	住民税_寄附金_都道府県市区町村分
71	事業専従者_氏名5	244	住民税_寄附金_共同募金日赤
72	事業専従者_氏名6	245	住民税_条例指定分_都道府県
73	事業専従者_生年月日1	246	住民税_条例指定分_市区町村
74	事業専従者_生年月日2	247	事業税_非課税所得_番号
75	事業専従者_生年月日3	248	事業税_非課税所得_所得金額
76	事業専従者_生年月日4	249	事業税_不動産所得
77	事業専従者_生年月日5	250	事業税_不動産所得_青色控除額
78	事業専従者_生年月日6	251	事業税_譲渡損失
79	事業専従者_続柄1	252	事業税_開業廃業_区分
80	事業専従者_続柄2	253	事業税_開業廃業_月日
81	事業専従者_続柄3	254	事業税_他都道府県_事務所等区分
82	事業専従者_続柄4	255	控対配区分
83	事業専従者_続柄5	256	特定扶養人数
84	事業専従者_続柄6	257	老人扶養人数
85	事業専従者_従事月数・仕事内容1	258	同居老親扶養人数
86	事業専従者_従事月数・仕事内容2	259	一般扶養人数
87	事業専従者_従事月数・仕事内容3	260	特別障害扶養人数
88	事業専従者_従事月数・仕事内容4	261	同居特別障害扶養人数
89	事業専従者_従事月数・仕事内容5	262	障害者扶養人数
90	事業専従者_従事月数・仕事内容6	263	寡婦夫区分
91	事業専従者_専従者給与額1	264	本人障害区分
92	事業専従者_専従者給与額2	265	専従者_配偶者
93	事業専従者_専従者給与額3	266	専従者人数_配偶者以外
94	事業専従者_専従者給与額4	267	住借特控_区分1
95	事業専従者_専従者給与額5	268	住借特控_区分2
96	事業専従者_専従者給与額6	269	住借特控_居住開始日1
97	事業専従者_次葉合計(項目名)	270	住借特控_居住開始日2
98	事業専従者_次葉合計(金額)	271	住借特控_適用数
99	専従者給与額計	272	事業専従者_宛名番号1
100	特例適用条文等	273	事業専従者_宛名番号2
101	雑所得等内訳_所得種類1	274	事業専従者_宛名番号3
102	雑所得等内訳_所得種類2	275	事業専従者_宛名番号4
103	雑所得等内訳_所得種類3	276	事業専従者_宛名番号5
104	雑所得等内訳_所得種類4	277	事業専従者_宛名番号6
105	雑所得等内訳_所得種類5	278	事業専従者_カナ氏名1
106	雑所得等内訳_所得種類6	279	事業専従者_カナ氏名2
107	雑所得等内訳_所得種類7	280	事業専従者_カナ氏名3
108	雑所得等内訳_所得種類8	281	事業専従者_カナ氏名4

109	雑所得等内訳_場所1	282	事業専従者_カナ氏名5
110	雑所得等内訳_場所2	283	事業専従者_カナ氏名6
111	雑所得等内訳_場所3	284	配偶者宛名番号
112	雑所得等内訳_場所4	285	配偶者カナ氏名
113	雑所得等内訳_場所5	286	扶養控除_扶養親族宛名番号1
114	雑所得等内訳_場所6	287	扶養控除_扶養親族宛名番号2
115	雑所得等内訳_場所7	288	扶養控除_扶養親族宛名番号3
116	雑所得等内訳_場所8	289	扶養控除_扶養親族宛名番号4
117	雑所得等内訳_収入1	290	扶養控除_扶養親族宛名番号5
118	雑所得等内訳_収入2	291	扶養控除_扶養親族宛名番号6
119	雑所得等内訳_収入3	292	扶養控除_扶養親族宛名番号7
120	雑所得等内訳_収入4	293	扶養控除_扶養親族宛名番号8
121	雑所得等内訳_収入5	294	扶養控除_扶養親族カナ氏名1
122	雑所得等内訳_収入6	295	扶養控除_扶養親族カナ氏名2
123	雑所得等内訳_収入7	296	扶養控除_扶養親族カナ氏名3
124	雑所得等内訳_収入8	297	扶養控除_扶養親族カナ氏名4
125	雑所得等内訳_経費_上段1	298	扶養控除_扶養親族カナ氏名5
126	雑所得等内訳_経費_上段2	299	扶養控除_扶養親族カナ氏名6
127	雑所得等内訳_経費_上段3	300	扶養控除_扶養親族カナ氏名7
128	雑所得等内訳_経費_上段4	301	扶養控除_扶養親族カナ氏名8
129	雑所得等内訳_経費_上段5	302	更新者
130	雑所得等内訳_経費_上段6	303	更新日時
131	雑所得等内訳_経費_上段7	304	震災関連寄附金
132	雑所得等内訳_経費_上段8	305	新生命保険料の計
133	雑所得等内訳_経費_下段1	306	新個人年金保険料の計
134	雑所得等内訳_経費_下段2	307	介護医療保険料の計
135	雑所得等内訳_経費_下段3	308	事業専従者_個人番号1
136	雑所得等内訳_経費_下段4	309	事業専従者_個人番号2
137	雑所得等内訳_経費_下段5	310	事業専従者_個人番号3
138	雑所得等内訳_経費_下段6	311	事業専従者_個人番号4
139	雑所得等内訳_経費_下段7	312	事業専従者_個人番号5
140	雑所得等内訳_経費_下段8	313	事業専従者_個人番号6
141	雑所得等内訳_差引_上段1	314	事業専従者_真正性確認区分1
142	雑所得等内訳_差引_上段2	315	事業専従者_真正性確認区分2
143	雑所得等内訳_差引_上段3	316	事業専従者_真正性確認区分3
144	雑所得等内訳_差引_上段4	317	事業専従者_真正性確認区分4
145	雑所得等内訳_差引_上段5	318	事業専従者_真正性確認区分5
146	雑所得等内訳_差引_上段6	319	事業専従者_真正性確認区分6
147	雑所得等内訳_差引_上段7	320	配偶者控除_個人番号
148	雑所得等内訳_差引_上段8	321	配偶者控除_真正性確認区分
149	雑所得等内訳_差引_下段1	322	扶養控除_個人番号1
150	雑所得等内訳_差引_下段2	323	扶養控除_個人番号2
151	雑所得等内訳_差引_下段3	324	扶養控除_個人番号3
152	雑所得等内訳_差引_下段4	325	扶養控除_個人番号4
153	雑所得等内訳_差引_下段5	326	扶養控除_個人番号5
154	雑所得等内訳_差引_下段6	327	扶養控除_個人番号6
155	雑所得等内訳_差引_下段7	328	扶養控除_個人番号7
156	雑所得等内訳_差引_下段8	329	扶養控除_個人番号8
157	雑損控除_損害の原因	330	扶養控除_真正性確認区分1
158	雑損控除_損害年月日	331	扶養控除_真正性確認区分2
159	雑損控除_資産の種類	332	扶養控除_真正性確認区分3
160	雑損控除_損害金額	333	扶養控除_真正性確認区分4
161	雑損控除_保険金補てん	334	扶養控除_真正性確認区分5
162	雑損控除_災害関連支出	335	扶養控除_真正性確認区分6
163	医療費控除_支払医療費	336	扶養控除_真正性確認区分7

164	医療費控除_保険金補てん	337	扶養控除_真正性確認区分8
165	社会保険料控除_種類1	338	配偶者控除_国外居住区分
166	社会保険料控除_種類2	339	扶養控除_国外居住区分1
167	社会保険料控除_種類3	340	扶養控除_国外居住区分2
168	社会保険料控除_保険料1	341	扶養控除_国外居住区分3
169	社会保険料控除_保険料2	342	扶養控除_国外居住区分4
170	社会保険料控除_保険料3	343	扶養控除_国外居住区分5
171	社会保険料控除_次葉合計(項目名)	344	扶養控除_国外居住区分6
172	社会保険料控除_次葉合計(金額)	345	扶養控除_国外居住区分7
173	社会保険料控除_合計	346	扶養控除_国外居住区分8

(17) 課税資料データ(申告書第三表情報)		※国税データ取り込み	
No.	項目名	No.	項目名
1	年度	58	特例適用条文_条2-3
2	申告書ID	59	特例適用条文_条3-1
3	履歴ID	60	特例適用条文_条3-2
4	収入_短期譲渡_一般分	61	特例適用条文_条3-3
5	収入_短期譲渡_軽減分	62	特例適用条文_項-1
6	収入_長期譲渡_一般分	63	特例適用条文_項-2
7	収入_長期譲渡_特定分	64	特例適用条文_項-3
8	収入_長期譲渡_軽減分	65	特例適用条文_号-1
9	収入_株式等の譲渡_未公開分	66	特例適用条文_号-2
10	収入_株式等の譲渡_上場分	67	特例適用条文_号-3
11	収入_上場株式等の配当	68	短期・長期譲渡所得_区分-1
12	収入_先物取引	69	短期・長期譲渡所得_区分-2
13	収入_山林	70	短期・長期譲渡所得_区分-3
14	収入_退職	71	短期・長期譲渡所得_区分-4
15	所得_短期譲渡_一般分	72	短期・長期譲渡所得_区分-5
16	所得_短期譲渡_軽減分	73	短期・長期譲渡所得_場所-1
17	所得_長期譲渡_一般分	74	短期・長期譲渡所得_場所-2
18	所得_長期譲渡_特定分	75	短期・長期譲渡所得_場所-3
19	所得_長期譲渡_軽減分	76	短期・長期譲渡所得_場所-4
20	所得_株式等の譲渡_未公開分	77	短期・長期譲渡所得_場所-5
21	所得_株式等の譲渡_上場分	78	短期・長期譲渡所得_経費_上段-1
22	所得_上場株式等の配当	79	短期・長期譲渡所得_経費_上段-2
23	所得_先物取引	80	短期・長期譲渡所得_経費_上段-3
24	所得_山林	81	短期・長期譲渡所得_経費_上段-4
25	所得_退職	82	短期・長期譲渡所得_経費_上段-5
26	総合課税の合計額	83	短期・長期譲渡所得_経費_下段-1
27	所得から差し引かれる金額	84	短期・長期譲渡所得_経費_下段-2
28	課税所得_総合課税	85	短期・長期譲渡所得_経費_下段-3
29	課税所得_短期譲渡	86	短期・長期譲渡所得_経費_下段-4
30	課税所得_長期譲渡	87	短期・長期譲渡所得_経費_下段-5
31	課税所得_株式譲渡	88	短期・長期譲渡所得_差引_上段-1
32	課税所得_上場株式等の配当	89	短期・長期譲渡所得_差引_上段-2
33	課税所得_先物取引	90	短期・長期譲渡所得_差引_上段-3
34	課税所得_山林	91	短期・長期譲渡所得_差引_上段-4
35	課税所得_退職	92	短期・長期譲渡所得_差引_上段-5
36	税額_総合課税	93	短期・長期譲渡所得_差引_下段-1
37	税額_短期譲渡	94	短期・長期譲渡所得_差引_下段-2
38	税額_長期譲渡	95	短期・長期譲渡所得_差引_下段-3
39	税額_株式譲渡	96	短期・長期譲渡所得_差引_下段-4
40	税額_上場株式等の配当	97	短期・長期譲渡所得_差引_下段-5
41	税額_先物取引	98	短期・長期譲渡所得_特別控除-1
42	税額_山林	99	短期・長期譲渡所得_特別控除-2

43	税額_退職	100	短期・長期譲渡所得_特別控除-3
44	税額の合計	101	短期・長期譲渡所得_特別控除-4
45	株式等_繰越損失額	102	短期・長期譲渡所得_特別控除-5
46	株式等_損失の金額	103	短期・長期譲渡所得合計
47	株式等_配当_繰越損失額	104	株式配当_場所
48	先物取引_繰越損失額	105	株式配当_収入金額
49	先物取引_損失の金額	106	株式配当_負債の利子
50	特例適用条文-1	107	株式配当_差引金額
51	特例適用条文-2	108	退職所得_場所
52	特例適用条文-3	109	退職所得_控除額
53	特例適用条文_条1-1	110	更新者
54	特例適用条文_条1-2	111	更新日時
55	特例適用条文_条1-3	112	退職収入金額_上段
56	特例適用条文_条2-1	113	退職収入金額_下段
57	特例適用条文_条2-2	114	退職所得_控除額_上段
(18) 課税資料データ(申告書第四表情報)			※国税データ取り込み
No.	項目名	No.	項目名
1	年度	98	被災事業_営業等・農業_差引損失額
2	申告書ID	99	被災事業_不動産_種類
3	履歴ID	100	被災事業_不動産_原因
4	経常所得	101	被災事業_不動産_損害年月日
5	短期分離譲渡_区分	102	被災事業_不動産_損害金額
6	短期分離譲渡_場所	103	被災事業_不動産_保険金補てん
7	短期分離譲渡_収入	104	被災事業_不動産_差引損失額
8	短期分離譲渡_経費上段	105	被災事業_山林_種類
9	短期分離譲渡_経費下段	106	被災事業_山林_原因
10	短期分離譲渡_差引上段	107	被災事業_山林_損害年月日
11	短期分離譲渡_差引下段	108	被災事業_山林_損害金額
12	短期分離譲渡_損失額上段	109	被災事業_山林_保険金補てん
13	短期分離譲渡_損失額下段	110	被災事業_山林_差引損失額
14	短期総合譲渡_差引上段	111	被災事業_山林_損失額
15	短期総合譲渡_差引下段	112	被災事業_山林以外_損失額
16	短期総合譲渡_特別控除	113	年分A
17	短期総合譲渡_損失額上段	114	3年前A_青色の場合_年分
18	短期総合譲渡_損失額下段	115	3年前A_白色の場合_年分
19	長期分離譲渡_区分	116	年分B_年分
20	長期分離譲渡_場所	117	2年前B_青色の場合_年分
21	長期分離譲渡_収入	118	2年前B_白色の場合_年分
22	長期分離譲渡_経費上段	119	年分C_年分
23	長期分離譲渡_経費下段	120	前年C_青色の場合_年分
24	長期分離譲渡_差引上段	121	前年C_白色の場合_年分
25	長期分離譲渡_差引下段	122	3年前純損失青色A_山林以外損失
26	長期分離譲渡_損失額上段	123	3年前純損失青色A_山林所得損失
27	長期分離譲渡_損失額下段	124	3年前純損失白色A_変動所得損失
28	長期総合譲渡_差引上段	125	3年前純損失白色A_山林以外
29	長期総合譲渡_差引下段	126	3年前純損失白色A_山林
30	長期総合譲渡_特別控除	127	3年前純損失A_居住用財産
31	長期総合譲渡_損失額上段	128	3年前雑損失A
32	長期総合譲渡_損失額下段	129	2年前純損失青色A_山林以外
33	一時_差引	130	2年前純損失青色A_山林所得
34	一時_特別控除	131	2年前純損失白色A_変動所得
35	一時_損失額上段	132	2年前純損失白色A_山林以外
36	一時_損失額下段	133	2年前純損失白色A_山林
37	山林_収入	134	2年前純損失A_居住用財産

38	山林_損失額	135	2年前雑損失A
39	退職_区分	136	前年純損失青色A_山林以外
40	退職_場所	137	前年純損失青色A_山林所得
41	退職_収入	138	前年純損失白色A_変動所得
42	退職_経費	139	前年純損失白色A_山林以外
43	退職_差引	140	前年純損失白色A_山林
44	退職_損失額	141	前年純損失A_居住用財産
45	株式譲渡_未公開分_収入	142	前年雑損失A
46	株式譲渡_未公開分_損失額	143	3年前純損失青色B_山林以外
47	株式譲渡_上場分_収入	144	3年前純損失青色B_山林所得
48	株式譲渡_上場分_損失額	145	3年前純損失白色B_変動所得
49	株式配当_区分	146	3年前純損失白色B_山林以外
50	株式配当_場所	147	3年前純損失白色B_山林
51	株式配当_収入	148	3年前純損失B_居住用財産
52	株式配当_経費	149	3年前雑損失B
53	株式配当_差引	150	2年前純損失青色B_山林以外
54	株式配当_損失額	151	2年前純損失青色B_山林所得
55	先物取引_収入	152	2年前純損失白色B_変動所得
56	先物取引_損失額	153	2年前純損失白色B_山林以外
57	特例適用条文	154	2年前純損失白色B_山林
58	通算前_経常所得	155	2年前純損失B_居住用財産
59	通算前_短期総合譲渡	156	2年前雑損失B
60	通算前_長期分離譲渡_特定損失	157	前年前純損失青色B_山林以外
61	通算前_長期総合譲渡	158	前年前純損失青色B_山林所得
62	通算前_一時	159	前年前純損失白色B_変動所得
63	第1次通算後_経常所得	160	前年前純損失白色B_山林以外
64	第1次通算後_短期総合譲渡	161	前年前純損失白色B_山林
65	第1次通算後_長期分離譲渡_特定損失	162	前年前純損失B_居住用財産
66	第1次通算後_長期総合譲渡	163	前年前雑損失B
67	第1次通算後_一時	164	本年分株式譲渡差引損失
68	第1次通算後_山林	165	本年分株式配当差引損失
69	第2次通算後_経常所得	166	本年分先物取引差引損失
70	第2次通算後_短期総合譲渡	167	2年前純損失青色C_山林以外
71	第2次通算後_長期分離譲渡_特定損失	168	2年前純損失青色C_山林所得
72	第2次通算後_長期総合譲渡	169	2年前純損失白色C_変動所得
73	第2次通算後_一時	170	2年前純損失C_山林以外
74	第2次通算後_山林	171	2年前純損失白色C_山林
75	第2次通算後_退職	172	2年前純損失C_居住用財産
76	第3次通算後_経常所得	173	2年前雑損失C
77	第3次通算後_短期総合譲渡	174	前年前純損失青色C_山林以外
78	第3次通算後_長期分離譲渡_特定損失	175	前年前純損失青色C_山林所得
79	第3次通算後_長期_総合譲渡	176	前年前純損失白色C_変動所得
80	第3次通算後_一時	177	前年前純損失C_山林以外
81	第3次通算後_山林	178	前年前純損失白色C_山林
82	第3次通算後_退職	179	前年前純損失C_居住用財産
83	損失・所得_経常所得	180	前年前雑損失C
84	損失・所得_短期総合譲渡	181	雑損・医療費・寄附金_控除計算用所得
85	損失・所得_長期分離譲渡_特定損失	182	翌年繰越本年分雑損失額
86	損失・所得_総合譲渡_一時	183	翌年繰越株式譲渡損失額
87	損失・所得_山林	184	翌年繰越先物取引損失額
88	損失・所得_退職	185	更新者
89	損失・所得合計額	186	更新日時
90	翌年繰越損失_青色申告	187	短期分離譲渡_区分_一般分
91	翌年繰越損失_居住用財産	188	短期分離譲渡_区分_軽減分
92	翌年繰越損失_変動所得	189	長期分離譲渡_区分_一般分



93	被災事業_営業等・農業_種類	190	長期分離譲渡_区分_特定分
94	被災事業_営業等・農業_原因	191	長期分離譲渡_区分_軽課分
95	被災事業_営業等・農業_損害年月日	192	退職_収入(上段)
96	被災事業_営業等・農業_損害金額	193	退職_経費(上段)
97	被災事業_営業等・農業_保険金補てん	194	退職_差引(上段)

(19) 課税資料データ(配偶者・扶養者情報)		※国税データ取り込み	
No.	項目名	No.	項目名
1	申告書ID	8	納税者との続柄(コード)
2	宛名番号	9	納税者との続柄
3	控除区分	10	扶養是正フラグ
4	扶養区分	11	連携済フラグ
5	同居老人フラグ	12	個人番号
6	扶養障害区分	13	真正性確認区分
7	同居特別障害フラグ	14	国外居住区分

(20) 課税資料データ(専従者情報)		※国税データ取り込み	
No.	項目名	No.	項目名
1	申告書ID	13	営業所得2
2	宛名番号	14	農業従事フラグ
3	納税者との続柄	15	農業従事月数
4	従事月数	16	農業所得
5	仕事の内容	17	不動産従事フラグ
6	所得	18	不動産従事月数
7	従事程度	19	不動産所得
8	営業従事フラグ1	20	山林従事フラグ
9	営業従事月数1	21	山林従事月数
10	営業所得1	22	山林所得
11	営業従事フラグ2	23	個人番号
12	営業従事月数2	24	真正性確認区分

(21) 法定調書情報: 利子等の支払調書情報データ			
No.	項目名	No.	項目名
1	年度	48	資料301支払金額(1)
2	法定調書ID	49	資料301源泉徴収税額(1)
3	ファイルID	50	資料301支払確定年月日(1)
4	行番号	51	資料301租税条約適用有無(1)
5	宛名番号	52	資料301利子等種別(2)
6	資料番号	53	資料301記号番号(2)
7	資料番号編集後	54	資料301支払金額(2)
8	データ区分	55	資料301源泉徴収税額(2)
9	ファイル種別	56	資料301支払確定年月日(2)
10	データ種別	57	資料301租税条約適用有無(2)
11	送信先地方自治体コード	58	資料301利子等種別(3)
12	法定調書ファイルバージョン情報	59	資料301記号番号(3)
13	年分	60	資料301支払金額(3)
14	連絡データ作成年月日	61	資料301源泉徴収税額(3)
15	処理通番	62	資料301支払確定年月日(3)
16	ファイル内レコード件数	63	資料301租税条約適用有無(3)
17	取込日	64	資料301利子等種別(4)
18	致命的エラーFLG	65	資料301記号番号(4)
19	課税権無FLG	66	資料301支払金額(4)
20	要否自動判定区分	67	資料301源泉徴収税額(4)
21	要否手動判定区分	68	資料301支払確定年月日(4)
22	確認済区分	69	資料301租税条約適用有無(4)
23	連携済FLG(ホスト)	70	資料301利子等種別(5)

24	備考	71	資料301記号番号(5)
25	清音カナ氏名	72	資料301支払金額(5)
26	個人特定処理日	73	資料301源泉徴収税額(5)
27	更新日時	74	資料301支払確定年月日(5)
28	人格住所コード5桁	75	資料301租税条約適用有無(5)
29	TSV作成年月日	76	資料301利子等種別(6)
30	資料識別	77	資料301記号番号(6)
31	局署番号	78	資料301支払金額(6)
32	整理番号	79	資料301源泉徴収税額(6)
33	資料年分	80	資料301支払確定年月日(6)
34	資料処理年月日	81	資料301租税条約適用有無(6)
35	無効区分	82	資料301摘要
36	受取人住所	83	個人番号
37	受取人氏名(漢字)	84	真正性確認区分
38	受取人氏名(カナ)	85	資料374受取人記載共通番号
39	受取人口座住所	86	資料374支払の取扱者記載法人番号
40	受取人口座名称	87	資料374支払者の住所又は所在地
41	支払者所在地	88	資料374支払者の氏名又は名称
42	支払者名称	89	資料374支払者記載共通番号
43	生年月日	90	資料識別(データ部)
44	資料301外国サイン	91	個人特定キー
45	資料301外国証券口座番号	92	未特定事由
46	資料301利子等種別(1)	93	更新回数
47	資料301記号番号(1)		

(22) 法定調書情報: 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書情報データ

No.	項目名	No.	項目名
1	年度	34	資料処理年月日
2	法定調書ID	35	無効区分
3	ファイルID	36	受取人住所
4	行番号	37	受取人氏名(漢字)
5	宛名番号	38	受取人氏名(カナ)
6	資料番号	39	受取人口座住所
7	資料番号編集後	40	受取人口座名称
8	データ区分	41	支払者所在地
9	ファイル種別	42	支払者名称
10	データ種別	43	生年月日
11	送信先地方自治体コード	44	資料302株式種類
12	法定調書ファイルバージョン情報	45	資料302旧株口数
13	年分	46	資料302新株口数
14	連絡データ作成年月日	47	資料302配当等金額
15	処理通番	48	資料302源泉徴収税額
16	ファイル内レコード件数	49	資料302事業年度自年月日
17	取込日	50	資料302事業年度至年月日
18	致命的エラーFLG	51	資料302支払確定年月日
19	課税権無FLG	52	資料302配当金額(円)
20	要否自動判定区分	53	資料302配当金額(銭)
21	要否手動判定区分	54	資料302摘要
22	確認済区分	55	資料359支払者所在地
23	連携済FLG(ホスト)	56	資料359支払者名称
24	備考	57	個人番号
25	清音カナ氏名	58	真正性確認区分
26	個人特定処理日	59	資料359受取人記載共通番号
27	更新日時	60	資料359支払の取扱者記載法人番号
28	人格住所コード5桁	61	資料359支払者記載法人番号

29	TSV作成年月日	62	資料識別(データ部)
30	資料識別	63	個人特定キー
31	局署番号	64	未特定事由
32	整理番号	65	更新回数
33	資料年分		

(23) 法定調書情報:報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書情報データ

No.	項目名	No.	項目名
1	年度	39	受取人口座住所
2	法定調書ID	40	受取人口座名称
3	ファイルID	41	支払者所在地
4	行番号	42	支払者名称
5	宛名番号	43	生年月日
6	資料番号	44	資料309報酬区分(1)
7	資料番号編集後	45	資料309報酬細目(1)
8	データ区分	46	資料309支払金額(1)
9	ファイル種別	47	資料309源泉徴収税額(1)
10	データ種別	48	資料309報酬区分(2)
11	送信先地方自治体コード	49	資料309報酬細目(2)
12	法定調書ファイルバージョン情報	50	資料309支払金額(2)
13	年分	51	資料309源泉徴収税額(2)
14	連絡データ作成年月日	52	資料309報酬区分(3)
15	処理通番	53	資料309報酬細目(3)
16	ファイル内レコード件数	54	資料309支払金額(3)
17	取込日	55	資料309源泉徴収税額(3)
18	致命的エラーFLG	56	資料309報酬区分(4)
19	課税権無FLG	57	資料309報酬細目(4)
20	要否自動判定区分	58	資料309支払金額(4)
21	要否手動判定区分	59	資料309源泉徴収税額(4)
22	確認済区分	60	資料309報酬区分(5)
23	連携済FLG(ホスト)	61	資料309報酬細目(5)
24	備考	62	資料309支払金額(5)
25	清音カナ氏名	63	資料309源泉徴収税額(5)
26	個人特定処理日	64	資料309報酬区分(6)
27	更新日時	65	資料309報酬細目(6)
28	人格住所コード5桁	66	資料309支払金額(6)
29	TSV作成年月日	67	資料309源泉徴収税額(6)
30	資料識別	68	資料309摘要
31	局署番号	69	個人番号
32	整理番号	70	真正性確認区分
33	資料年分	71	資料309受取人記載共通番号
34	資料処理年月日	72	資料309支払者記載共通番号
35	無効区分	73	資料識別(データ部)
36	受取人住所	74	個人特定キー
37	受取人氏名(漢字)	75	未特定事由
38	受取人氏名(カナ)	76	更新回数

(24) 法定調書情報:給与所得の源泉徴収票情報データ

No.	項目名	No.	項目名
1	年度	76	資料315扶養親族その他従人数
2	法定調書ID	77	資料315特別障害者同居人数
3	ファイルID	78	資料315特別障害者人数
4	行番号	79	資料315その他障害者人数
5	宛名番号	80	資料315社会保険金額
6	資料番号	81	資料315小規模共済等掛金額
7	資料番号編集後	82	資料315生命保険控除金額

8	データ区分	83	資料315地震保険控除金額
9	ファイル種別	84	資料315住宅取得控除金額
10	データ種別	85	資料315配偶者合計
11	送信先地方自治体コード	86	資料315夫あり区分
12	法定調書ファイルバージョン情報	87	資料315未成年者区分
13	年分	88	資料315乙欄区分
14	連絡データ作成年月日	89	資料315特別障害者区分
15	処理通番	90	資料315その他障害者区分
16	ファイル内レコード件数	91	資料315老年者区分
17	取込日	92	資料315寡婦区分
18	致命的エラーFLG	93	資料315寡夫区分
19	課税権無FLG	94	資料315勤労学生区分
20	要否自動判定区分	95	資料315死亡退職区分
21	要否手動判定区分	96	資料315災害者区分
22	確認済区分	97	資料315外国人区分
23	連携済FLG(ホスト)	98	資料315中途就職区分
24	備考	99	資料315中途退職区分
25	清音カナ氏名	100	資料315中途就退職年月日
26	個人特定処理日	101	資料315受給者生元号
27	更新日時	102	資料315受給者年月日
28	人格住所コード5桁	103	資料315役職名称(漢字)
29	TSV作成年月日	104	資料315摘要
30	資料識別	105	資料315新生命保険金額
31	資料活用納税地等局署番号	106	資料315旧生命保険金額
32	資料活用納税地等整理番号	107	資料315介護医療保険金額
33	資料年分	108	資料315新個人年金保険金額
34	資料処理年月日	109	資料315旧個人年金保険金額
35	資料無効区分	110	個人番号
36	資料活用住所名	111	真正性確認区分
37	納税地等名称(漢字)	112	資料375国民年金保険金額
38	納税地等名称(カナ)	113	資料375住宅取得控除適用数
39	資料活用屋号漢字名称	114	資料375居住開始年月日1
40	活用先住所(支払を受ける者)	115	資料375住宅取得控除区分1
41	活用先名称(支払を受ける者)	116	資料375住宅取得年末残高1
42	収集先住所(支払者)	117	資料375住宅取得控除可能額
43	収集先名称(支払者)	118	資料375居住開始年月日2
44	資料活用業種番号	119	資料375住宅取得控除区分2
45	資料活用青白区分	120	資料375住宅取得年末残高2
46	資料活用生年月日	121	資料375控除対象配偶者個人番号
47	納税地等主電話番号	122	資料375控除対象配偶者氏名
48	課税年分(1)	123	資料375控除対象配偶者国外扶養
49	資料活用確定申告有無(1)	124	資料375扶養親族個人番号(1)
50	消費申告有無(1)	125	資料375扶養親族氏名(1)
51	課税年分(2)	126	資料375扶養親族国外扶養区分(1)
52	資料活用確定申告有無(2)	127	資料375扶養親族個人番号(2)
53	消費申告有無(2)	128	資料375扶養親族氏名(2)
54	課税年分(3)	129	資料375扶養親族国外扶養区分(2)
55	資料活用確定申告有無(3)	130	資料375扶養親族個人番号(3)
56	消費申告有無(3)	131	資料375扶養親族氏名(3)
57	資料315給与所得種別	132	資料375扶養親族国外扶養区分(3)
58	資料315支払金額	133	資料375扶養親族個人番号(4)
59	資料315未払金額	134	資料375扶養親族氏名(4)
60	資料315給与所得控除後金額	135	資料375扶養親族国外扶養区分(4)
61	資料315所得控除合計金額	136	資料37516歳未満扶養親族氏名(1)
62	資料315源泉徴収税額	137	資料37516歳未満扶養親族国外扶養区分(1)
63	資料315未源泉徴収税額	138	資料37516歳未満扶養親族氏名(2)

64	資料315控除対象配偶者有	139	資料37516歳未満扶養親族国外扶養区分(2)
65	資料315控除対象配偶者無	140	資料37516歳未満扶養親族氏名(3)
66	資料315控除対象配偶者従有	141	資料37516歳未満扶養親族国外扶養区分(3)
67	資料315控除対象配偶者従無	142	資料37516歳未満扶養親族氏名(4)
68	資料315控除対象配偶者老人	143	資料37516歳未満扶養親族国外扶養区分(4)
69	資料315配偶者特別控除金額	144	資料375活用先記載個人番号
70	資料315扶養親族特定主人数	145	資料375収集先記載共通番号
71	資料315扶養親族特定従人数	146	資料識別(データ部)
72	資料315扶養親族老人同居人数	147	個人特定キー
73	資料315扶養親族老人人数	148	未特定事由
74	資料315扶養親族老人従人数	149	更新回数
75	資料315扶養親族その他人数		

(25) 法定調書情報: 公的年金等の源泉徴収票情報データ

No.	項目名	No.	項目名
1	年度	57	資料331生元号
2	法定調書ID	58	資料331生年月日
3	ファイルID	59	資料331第1号支払金額
4	行番号	60	資料331第1号未払金額
5	宛名番号	61	資料331第1号源泉徴収税額
6	資料番号	62	資料331第1号未徴収税額
7	資料番号編集後	63	資料331第2号支払金額
8	データ区分	64	資料331第2号未払金額
9	ファイル種別	65	資料331第2号源泉徴収税額
10	データ種別	66	資料331第2号未徴収税額
11	送信先地方自治体コード	67	資料331第3号支払金額
12	法定調書ファイルバージョン情報	68	資料331第3号未払金額
13	年分	69	資料331第3号源泉徴収税額
14	連絡データ作成年月日	70	資料331第3号未徴収税額
15	処理通番	71	資料331特別障害者区分
16	ファイル内レコード件数	72	資料331その他障害者区分
17	取込日	73	資料331老年者区分
18	致命的エラーFLG	74	資料331控除対象配偶者有
19	課税権無FLG	75	資料331控除対象配偶者無
20	要否自動判定区分	76	資料331控除対象配偶者老人
21	要否手動判定区分	77	資料331扶養親族老人
22	確認済区分	78	資料331扶養親族その他
23	連携済FLG(ホスト)	79	資料331その他特別障害者
24	備考	80	資料331障害者数その他
25	清音カナ氏名	81	資料331扶養親族特定
26	個人特定処理日	82	資料331同居特別障害者
27	更新日時	83	資料331社会保険金額
28	人格住所コード5桁	84	資料331摘要
29	TSV作成年月日	85	資料331特別寡婦区分
30	資料識別	86	資料331寡婦寡夫区分
31	資料活用納税地等局署番号	87	個人番号
32	資料活用納税地等整理番号	88	真正性確認区分
33	資料年分	89	資料377第4号支払金額
34	資料処理年月日	90	資料377第4号未払金額
35	資料無効区分	91	資料377第4号源泉徴収税額
36	資料活用住所名	92	資料377第4号未徴収税額
37	納税地等名称(漢字)	93	資料377控除対象配偶者個人番号
38	納税地等名称(カナ)	94	資料377控除対象配偶者氏名
39	資料活用屋号漢字名称	95	資料377控除対象配偶者国外扶養
40	活用先住所(支払を受ける者)	96	資料377扶養親族個人番号(1)

41	活用先名称(支払を受ける者)	97	資料377扶養親族氏名(1)
42	収集先住所(支払者)	98	資料377扶養親族国外扶養区分(1)
43	収集先名称(支払者)	99	資料377扶養親族個人番号(2)
44	資料活用業種番号	100	資料377扶養親族氏名(2)
45	資料活用青白区分	101	資料377扶養親族国外扶養区分(2)
46	資料活用生年月日	102	資料37716歳未満扶養親族氏名(1)
47	納税地等主電話番号	103	資料37716歳未満扶養親族国外扶養区分(1)
48	課税年分(1)	104	資料37716歳未満扶養親族氏名(2)
49	資料活用確定申告有無(1)	105	資料37716歳未満扶養親族国外扶養区分(2)
50	消費申告有無(1)	106	資料377支払者電話番号
51	課税年分(2)	107	資料377活用先記載個人番号
52	資料活用確定申告有無(2)	108	資料377収集先記載法人番号
53	消費申告有無(2)	109	資料識別(データ部)
54	課税年分(3)	110	個人特定キー
55	資料活用確定申告有無(3)	111	未特定事由
56	消費申告有無(3)	112	更新回数

(26) 法定調書情報: 法定調書扶養判定情報データ

No.	項目名	No.	項目名
1	年度	10	申告書資料番号編集後
2	法定調書ID	11	取込日
3	チェックID	12	資料識別
4	申告書ID	13	氏名(漢字)
5	履歴ID	14	氏名(カナ)
6	ファイルID	15	法定調書データ内容
7	行番号	16	申告書データ内容
8	宛名番号	17	処理日時
9	申告書資料番号		

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務

No.	番号照会者	法令上の根拠		提供先における用途
		番号法	別表第二の主務省令	
1	厚生労働大臣	第19条第7号別表第二の1の項	第1条第2号ロ	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	第19条第7号別表第二の2の項	第2条第4号、第5号ロ、第6号ロ、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号ロ	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	第19条第7号別表第二の3の項	第3条第4号、第5号ロ、第7号ロ、第9号、第10号、第11号、第12号	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	第19条第7号別表第二の4の項	第4条第2号ロ	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	第19条第7号別表第二の6の項	第6条第3号、第4号イ、第5号、第6号イ、第8号、第9号、第10号、第11号	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	第19条第7号別表第二の8の項	第7条第1号イ、第2号イ	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	市町村長	第19条第7号別表第二の11の項	第10条第1号イ	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児は障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	第19条第7号別表第二の15の項	—	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	第19条第7号別表第二の16の項	第12条第3号リ、第5号	児童福祉法による費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	第19条第7号別表第二の18の項	第13条第1号イ、第2号イ	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事	第19条第7号別表第二の23の項	—	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	第19条第7号別表第二の26の項	第19条第1号ヲ	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	市町村長	第19条第7号別表第二の27の項	第20条第1号、第3号、第8号イ	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	都道府県知事	第19条第7号別表第二の28の項	—	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	厚生労働大臣又は共済組合等	第19条第7号別表第二の29の項	—	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	第19条第7号別表第二の31の項	第22条第1号ハ	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	日本私立学校振興・共済事業団	第19条第7号別表第二の34の項	—	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	厚生労働大臣又は共済組合等	第19条第7号別表第二の35の項	—	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	第19条第7号別表第二の37の項	第23条第1号	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの

別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務				
No.	番号照会者	法令上の根拠		提供先における用途
		番号法	別表第二の主務省令	
20	国家公務員共済組合	第19条第7号別表第二の39の項	—	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	国家公務員共済組合連合会	第19条第7号別表第二の40の項	—	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	市町村長又は国民健康保険組合	第19条第7号別表第二の42の項	第25条第1号、第2号、第3号ロ、第6号、第7号イ、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号	国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの
23	厚生労働大臣	第19条第7号別表第二の48の項	—	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市長	第19条第7号別表第二の54の項	第28条第1号二	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	都道府県知事等	第19条第7号別表第二の57の項	—	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	地方公務員共済組合	第19条第7号別表第二の58の項	—	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	第19条第7号別表第二の59の項	—	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	市町村長	第19条第7号別表第二の61の項	—	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	市町村長	第19条第7号別表第二の62の項	—	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	都道府県知事	第19条第7号別表第二の63の項	第34条第1号、第2号	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除または資金の貸し付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
31	都道府県知事又は市町村長	第19条第7号別表第二の64の項	第35条第3号	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者に現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事	第19条第7号別表第二の65の項	第36条第1号イ、第2号イ	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	厚生労働大臣又は都道府県知事	第19条第7号別表第二の66の項	—	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事等	第19条第7号別表第二の67の項	—	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	市町村長	第19条第7号別表第二の70の項	—	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	第19条第7号別表第二の71の項	—	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む)	第19条第7号別表第二の74の項	第40条第1号、第2号	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	後期高齢者医療広域連合	第19条第7号別表第二の80の項	第43条第1号イ、第2号、第3号ロ、第5号イ、第8号、第9号、第10号、第11号	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの



(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務

No.	番号照会者	法令上の根拠		提供先における用途
		番号法	別表第二の主務省令	
39	厚生労働大臣	第19条第7号別表第二の84の項	—	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	都道府県知事等	第19条第7号別表第二の87の項	第44条第1号ヲ	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	厚生労働大臣	第19条第7号別表第二の91の項	—	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	第19条第7号別表第二の92の項	—	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	市町村長	第19条第7号別表第二の94の項	第47条第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第10号ロ、第11号ロ	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	第19条第7号別表第二の97の項	第49条第1号、第2号	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	第19条第7号別表第二の101の項	—	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	農林漁業団体職員共済組合	第19条第7号別表第二の102の項	第50条第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	独立行政法人農業者年金基金	第19条第7号別表第二の103の項	第51条第4号イ、第7号、第13号	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	独立行政法人日本学生支援機構	第19条第7号別表第二の106の項	—	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	第19条第7号別表第二の107の項	—	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	都道府県知事又は市町村長	第19条第7号別表第二の108の項	第55条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	第19条第7号別表第二の113の項	第58条第1号イ、第2号イ	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務

No.	番号照会者	法令上の根拠		提供先における用途
		番号法	別表第二の主務省令	
52	厚生労働大臣	第19条第7号別表第二の114の項	第59条第1号イ	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	第19条第7号別表第二の115の項	—	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	市町村長	第19条第7号別表第二の116の項	—	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保険給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	厚生労働大臣	第19条第7号別表第二の117の項	—	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの



リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	① 住民からの申告等情報は、賦課の資料となる旨を説明した上で取得している。 ② 電子データで提出される申告等情報は、eLTAX・国税連携システムの専用回線を介して入手している。 ③ 紙媒体や電子記録媒体により提出又は回送される申告等情報は、市民税課を郵送先としている。また、申告書を配布する際には、予め提出先を印刷した返信用封筒を同封している。 ④ 庁内又は他市町村から情報を入手する際、番号法に規定された事務を行う者以外は情報照会でき
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	① 住民からの情報入手の際は、身分証明書等の提示により本人確認を行う。 ② 窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認を行う。 ③ 住民以外から提出される申告等情報は、情報元(別紙1参照)が本人に個人番号および4情報の確認を行う。内容に不備等がある場合には、情報元に確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	① 提出された申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号に突合させることで、個人番号の真正性の確認を行う。 ② 住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、個人番号又は4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	① 入手した情報は、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ② 事務処理を行った際は、別の職員が確認リスト等を用いて処理内容を確認することで誤処理等を防止する。 ③ 正確性に疑義が生じた場合は証明書等の添付や各機関への照会、あるいは税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	① 受付窓口には衝立を設置し、隣席から提出書類等が見えないようにしている。また、待合スペースからは適当な距離を確保している。 ② 紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して保管庫で施錠管理している。 ③ eLTAX・国税連携システムによる申告等情報は、専用回線を介して入手している。システム用端末は、未使用時には保管庫で施錠管理するとともに、ログインIDとパスワードを設定している。 ④ 電子記録媒体等の外部媒体は、保管庫で施錠管理し、利用時には利用簿へ記載して管理者の許可を得てから利用している。また、媒体にパスワードを設定して容易に内容を開封できないようにしている。 ⑤ 業務端末は、外部との接続をしていない。また、『宇都宮市情報セキュリティ対策基準』に基づき外部記録媒体の接続を制限しているため、データの持ち出しはできない。さらに、業務端末における操作については職員ごとに付与されたIDに紐づくアクセスログが記録されている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システムにおいては、番号法及び関係主務省令で定められた事務の担当部署以外から特定個人情報へのアクセスができないよう、アクセス制限を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	① 各システムにおいて権限の管理を行っており、市税システム(個人住民税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないように制御している。 ② 特定個人情報の連携については、情報提供ネットワークシステムへの地方税関係情報を照会する場合の処理に限定する。また、市税システム(個人住民税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。  1 ユーザの認証方法 ① 業務端末から市税システム(個人住民税)を利用する際、ユーザID(職員番号)と生体認証(指静脈)による二要素認証を行い、認証後は利用機能の認可機能により、システム上で利用可能な機能を制限することで、利用を許可された者以外の不正利用が行えないよう制限している。 ② システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。  2 なりすましが行われなかったための対策 生体認証(指静脈)により、システムへログインすることでなりすましによる利用を完全に排除している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 (1) 発効管理 所属長の許可を得た上で情報政策課に依頼を行い、情報政策課にてその必要性を十分確認した上で必要なアクセス権限を個人単位で付与している。 (2) 失効管理 ① 職員等は、業務上必要がなくなった場合は、ユーザ登録を抹消するようになっている。 ② 利用者抹消(異動、退職等)に伴うユーザIDの取扱いについて、人事課から随時情報提供を受けて、確実な失効を行っている。 ③ 大量異動が行われる年度初めに、全てのユーザIDのチェックを行い、不要なユーザIDの失効を行っている。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。  ① 業務内容と従事者に対応したアクセス権限のパターンを作成し、担当業務以外の情報に無用にアクセスできないようにシステム上制限している。 ② 権限の付与は、所属長が管理権限を有する職員を必要最低限の人数で指定している。 ③ ユーザIDの取扱い等について、離席時のログアウトの徹底等の運用ルールを定めている。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない



	<p>具体的な方法</p>	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>① 情報システムの運用において実施した作業について、参照・更新履歴を記録している。  ② 各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録(利用者、端末機、操作日時、操作内容等)を取得し、一定期間保存している。  ③ アクセス記録等が詐取、改ざん、誤消去等されないように、操作権限は必要最低限の人数にしか与えないなどの必要な措置を講じている。  ④ 個人を特定した検索および特定後の異動処理や帳票の印刷などの操作ログの記録を行っている。  ⑤ 記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>① 登録された端末以外からは、システムにアクセスできない仕組みとしている。  ② 端末PCについては、アクセス権限が付与された職員以外の不正アクセスの対策として、一定時間の離席の際に、自動ログオフを設定している。</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>	
<p>リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク</p>		
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1 教育・啓発  (1) 各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取り組み」に必要な知識の習得及び意識レベルの向上を目的とした研修を実施している。  (2) 毎年度、異動者(管理職を含む)及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。  (3) 業務外での使用禁止を指導徹底している。  (4) 定期的に情報セキュリティに関する自己点検を行っている。  (5) 他市町村等での類似の事象が発生・報道された際には随時周知を行い注意喚起している。</p> <p>2 違反行為を行った職員に対する措置  違反行為を行った者に対して、宇都宮市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及びその違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>	
<p>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p>		
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>① 業務上で必要なファイルの複製は、持出操作ができないようシステム上制御している。  ② 業務端末では外部記憶装置を使用しないよう周知して運用している。  ③ 委託契約上、委託先による特定個人情報の無断複製を禁止している。  ④ eLTAX・国税連携システムにおいては、電子記録媒体等の外部媒体へのデータの書き出しは、所定の申請・許可手続きにより実施している。</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>	
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <p>① 一定時間操作がない場合、端末にロックがかかり、再度認証を行わなければ画面表示、操作を不可とすることで、長時間にわたる本人確認情報を表示させない。  ② 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置くとともに、覗き見防止フィルターにより担当職員外からの覗き見を制限している。</p>		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	① 業者選定に際しては、本市の入札参加有資格者名簿掲載業者であることを原則とし、同等業務の履行実績の有無、確認を行い、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 ② 契約時には個人情報等の保護に係る誓約書、業務従事者届、業務従事者の経歴書、業務従事者からの秘密保持に関する誓約書、実施体制図の提出、セキュリティ等に関する社員教育の実施状況の確認を義務付けている。 ③ 委託契約書に個人情報保護に関する規定を設けることで確実な業務履行を担保している。	
特定個人情報ファイルの閲覧・更新者の制限	[ 制限している ] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	① 業務従事者届等の提出時に、委託先と協議を行い適正な従事者数を定める。 ② 情報システム室の入室に係る情報政策課システム管理部門への事前登録は、必要最低限の人数としている。 ③ 閲覧・更新の操作ログを取得し、不正な使用がないことの確認ができるようにしている。 ④ 証明書コンビニ交付システムに係わる委託においては、本市の許可なく更新ができない。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	① システムにおいて個人番号に係る操作ログを全て記録し、7年間保管している。 ② 不具合データの調査など、システムによるログの自動取得ができない作業については、作業証跡の記録を行う。また、作業終了後に、作業概要と作業員についての報告書を提出させて確認を行う。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報の取扱いについて、宇都宮市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報の取扱いについて、宇都宮市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 ① 個人情報を保有している場合、契約期間終了後若しくは保管期間の経過後、速やかに消去する。 ② 廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存する。 ③ 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば本市職員が現地調査する。 ④ 証明書コンビニ交付システムにおける措置 証明書コンビニ交付システムでは、最新情報のみを保管するようにシステムを制御しているため、消去された税情報は保有しない。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	個人情報の取扱いについては、宇都宮市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 ① 契約終了又は解除された後においても秘密保持すること。 ② 従事者に対して宇都宮市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと。 ③ 個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと。 ④ 本市の許可なき個人情報の複写及び持ち出しの禁止 ⑤ 目的外の使用と第三者への提供の禁止 ⑥ 個人情報の返還と廃棄に関すること。 ⑦ 事故発生時の速やかな報告 ⑧ 契約事項の違反による損害賠償の担保	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書において、本市の承諾を得ない再委託を禁止している。また、承諾を得た場合でも通常の委託業務と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



**5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** [ ] 提供・移転しない

**リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク**

特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	① 共通基盤システム(庁内連携システム)による情報の移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め、住民情報の変更データ等を随時自動で提供する仕組みを構築している。仕様で定めた以外の情報の抜き取りを各システムから行うことは不可能で、共通基盤システム(庁内連携システム)への提供ログはシステム内に自動で保管され、刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号(長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪)の公訴時効である7年分保存している。随時でデータの移転を行う際は、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、詳細を記録している。 ② 自動で移転を行うもの以外、つまり紙・電子媒体等による場合についても、自動で提供する仕組み同様に決裁行為をもって必要な許可の上で成立するものとし、その仕様・詳細について記録を残し、一定期間保存している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	① 共通基盤システム(庁内連携システム)による情報の移転の仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認した上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経た上でやっている。 ② 特定個人情報の提供・移転については、宇都宮市個人情報保護条例の内容に基づき、ルールを定めている。	
その他の措置の内容	① 入室権限を厳格に管理している情報システム室にサーバを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ② 共通基盤システム(庁内連携システム)において、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に電子記録媒体の接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。 ③ 特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。 ④ 特定個人情報の提供を行う場合は、許可された電子記録媒体を使用し、ファイルの暗号化、パスワード設定を行い、持ち出すこととしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

**リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容	① 移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め、仕様で定めた以外の情報の抜き取りを各システムから行うことは制限されており、各システムへの提供ログはシステム内に自動で保管され、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。 ② 随時でデータの移転を行う際は、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、詳細を記録している。媒体にて他課に移転する際は、パスワードの付与を行い、第三者への漏えいを防止している。 ③ 共通基盤システム(庁内連携システム)において、連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の移転を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

**リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク**

リスクに対する措置の内容	① 情報の移転はほとんどが共通基盤システム(庁内連携システム)を介した自動によるものである。随時の作業については、記録媒体を依頼所管課の担当者に直接手渡しすることにより誤移転を防いでいる。 ② システムごとにIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、定義したデータ種別・項目に限定して連携している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

**特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

-
---



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>① 情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>② 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>(2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 本市における措置  (1) 法令(番号法)の規定により認められる機関以外からの情報提供要求を受け付けないう、システムにより制御する。また、情報提供の記録(提供が認められなかった場合、その記録)を残す。  (2) 情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置  (1) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。(※)  (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で消去することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。  (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置  (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  (3) 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 本市における措置  法令(番号法)の規定により認められる機関以外からの情報提供要求を受け付けないう、システムにより制御する。また、情報提供の記録(提供が認められなかった場合、その記録)を残す。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置  (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。  (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  (3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1 本市における措置  (1) 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置  提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。  (2) 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置  共通基盤システム(庁内連携システム)では、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置  (1) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。  (2) 情報提供データベースの管理機能(※)により「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。  (3) 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。  (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1 本市における措置  (1) 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置  提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。  (2) 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置  共通基盤システム(庁内連携システム)では、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置  (1) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。  (2) 情報提供データベースの管理機能(※)により「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。  (3) 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。  (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### 1 本市における措置

本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。

### 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置

(1) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

### 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置

(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

(2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

(3) 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみ行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。



**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>1 本市における措置                      宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>(1) サーバ設置場所                      サーバを設置する情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードと生体認証等にて立入を制限の上、入退室管理システムにより24時間入退室を監視している。</p> <p>(2) 端末設置場所                      ① 職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること又は情報システム管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。                      ② 業務終了後は、パソコン等の端末を施錠できる場所へ保管し又は事務所を施錠することで、盗難を防止している。</p> <p>(3) 記録媒体・紙媒体の保管場所                      ① 情報を記録した記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は情報システム管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所(施錠可能な事務所内倉庫や保管庫)へ保管している。                      ② 遠隔地保管を行うバックアップ用LTOメディアは、情報政策課が一括管理しており、所管課との受渡しは記録簿にて管理を行っている。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置                      中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。</p> <p>3 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置                      (1) 証明書発行サーバは、データセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。                      (2) 停電時によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置と自家発電装置を設置している。                      (3) 火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に新ガス系消火設備を備えている。                      (4) データセンターは、震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。</p>	

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p> <p>1 本市における措置  宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。  (1) ウイルス対策  ① 職員等は記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、本市が管理している記録媒体のみを利用している。  ② サーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。  ③ 不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。  (2) 不正アクセス対策  ① 市税システム(個人住民税)、課税ファイリングシステム及び申告受付・国税データ取り込みシステムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。  ② 情報システム管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置  (1) 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。  (2) 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。  (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。</p> <p>3 証明書コンビニ交付システムにおける措置  (1) システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。  (2) 証明書発行サーバにウイルス等対策ソフトを常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を行っている。  (3) ファイアウォールを設置して、厳重な通信制御を行っている。  (4) 不正なアクセスがないか、定期的に通信ログを確認している。  (5) OSやミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用等のソフトウェアのアップデートを行う。  (6) データセンターへのデータ送信は、行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク(LGWAN回線)を使用し、送信するデータについても暗号化などのセキュリティ確保の措置が講じられている。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[ 発生なし ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	-	
<p>再発防止策の内容</p>	-	
<p>⑩死者の個人番号</p> <p>具体的な保管方法</p>	<p>[ 保管している ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 保管している 2) 保管していない</p> <p>生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を実施する。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	-	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>



リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>① 住民基本台帳情報と団体内統合宛名情報を共通基盤システムを介して、個人住民税課税対象者情報ファイルへ定期的に連携を行うことにより、本人情報が最新であることを担保している。</p> <p>② 申告等情報や税務調査結果に基づき、住民に対し賦課決定又は更正通知を行い、本人も確認しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている                                      2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>① ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、外部事業者による物理的破壊又は専用ソフト等を利用した完全消去を実施する。</p> <p>② 市税システム(個人住民税)でのバッチ処理で作成されたバックアップデータのうち、保管期間の過ぎたバックアップは、システムにて自動判別し消去する。</p> <p>③ 紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による溶解処理を行う。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>1 本市における措置            担当部署において、評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年1回チェックを実施する。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置            運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>1 本市における措置            定期的に内部監査を実施し、個人情報保護に関する規定・体制の整備、安全管理措置及び安全管理措置の職員への周知・教育等の状況を確認し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置            運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>1 本市における措置</p> <p>① 職員に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティに関する知識習得や意識レベルの向上を目的とした研修を行う。</p> <p>② 違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>③ 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育・研修の実施、個人情報の安全管理についての責任体制の整備、その他秘密保持に関する事項を記載し、遵守させる。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>① 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>② 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、濱田相則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市理財部市民税課 電話番号:028-632-2233
②請求方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求については、宇都宮市個人情報保護条例第14条第1項の規定に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。</li> <li>・ 訂正・利用停止請求については、宇都宮市個人情報保護条例第23条第1項の規定に基づき、個人情報訂正等請求書に必要事項を記入し、提出する。</li> </ul>
特記事項	市ホームページに開示請求の方法及び個人情報開示請求書を掲載している。
③手数料等	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 有料                      2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法: 手数料は不要。写しの交付を受ける場合、通常片面1枚につき10円。納付方法は、窓口の場合は現金、郵送の場合は現金又は為替による。)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 行っている      2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	-
公表場所	-
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 理財部 市民税課 電話番号:028-632-2233
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問い合わせへの回答について、関係法令等に照らし、適切に回答する。</li> <li>・ 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応するとともに、再発防止策を検討する。</li> </ul>

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月6日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	・パブリックコメント方式による意見募集を実施する。 ・実施に際しては、市ホームページ上で意見募集している旨を掲載する。 ・市ホームページ、税制課、地区市民センター等において、案の閲覧を行う。 ・意見は電子メール、FAX、郵送、持参にて受け付ける。
②実施日・期間	令和元年6月7日～令和元年7月5日(29日間)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和元年8月19日
②方法	宇都宮市個人情報保護運営審議会
③結果	意見なし
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	記載なし	「⑥証明書発行連携機能 異動情報を証明書コンビニ交付システムへ送信する。」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	庁内連携システム、宛名システム等との接続との接続あり	庁内連携システム、宛名システム等、その他(証明書コンビニ交付システム)との接続あり	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	記載なし	システム7に証明書コンビニ交付システムを追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	別添1 事務の内容	記載なし	事務内容の図に証明書コンビニ交付システムとの連携を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	3件	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	委託事項3に証明書コンビニ交付システムのサービス利用を追加	事前	重要な変更
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	記載なし	「4 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置」を追記	事前	重要な変更
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	記載なし	「3 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	「26 証明書コンビニ交付システム 1 既存税システムの一部情報の副本」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)個人住民税課税ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	記載なし	「④ 証明書コンビニ交付システムに係わる委託においては、本市の許可なく更新ができない。」を追記	事前	重要な変更
平成28年11月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)個人住民税課税ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール 内容及びルール遵守の確認方法	記載なし	「④ 証明書コンビニ交付システムにおける措置」を追記	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)個人住民税課税ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	記載なし	「3 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置」を追記	事前	重要な変更
平成28年11月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)個人住民税課税ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	「3 証明書コンビニ交付システムにおける措置」を追記	事前	重要な変更
平成29年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8	記載なし	システム8に「課税ファイリングシステム」を追加	事前	重要な変更
平成29年2月6日	(別添1)事務の内容	記載なし	事務内容の図に、「課税ファイリングシステムとの関連図」を追加	事前	重要な変更
平成29年2月6日	(別添1)事務の内容	記載なし	事務内容の図に、「印刷及び封入封緘委託先事業者との関連図」を追加	事前	重要な変更
平成29年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	5件	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	記載なし	委託事項4に「課税ファイリングシステムの保守業務」を追加	事前	重要な変更
平成29年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	記載なし	委託事項5に「特別徴収税額決定通知書等の印刷及び封入封緘業務」を追加	事前	重要な変更
平成29年2月6日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	27 「課税ファイリングシステムレコード」を追加	事前	重要な変更
平成29年2月6日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(2)不正アクセス対策 ①税オンラインシステム(個人住民税)は、外部のインターネットと物理的に接続していない。	①の項目に「課税ファイリングシステム」を追加	事前	重要な変更
平成29年6月22日	(別添1)事務の内容	記載なし	事務内容の図に、「住民基本台帳ネットワークシステム」を追加	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 市村 昌宏	市民税課長 町田 勝男	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供 提供・移転の有無	提供を行っている(56件)	提供を行っている(60件)	事後	重要な変更項目でないため



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供先3	記載なし	提供先3に「市町村長」を追加	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供先4	記載なし	提供先4に「特別徴収義務者(給与支払者)」を追加	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供先5	記載なし	提供先5に「特別徴収義務者(公的年金等年金支払者)」を追加	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供移転先「1, 2, 3, 5, 7, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 23, 24, 25」 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	削除	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号, 別表第二7の項	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号, 別表第二1の項	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号, 別表第二10の項	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供移転先12 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号, 別表第二12の項	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供移転先22 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第2号, 別表第二1の項	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 1住民からの入手 (3)	資料の紛失等回避のため, 回送の履歴としてコピーを保管する。	資料の紛失等回避のため, 回送の履歴としてイメージファイリングシステムで画像資料を残している。	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 2eLTAX・国税連携システムからの入手	資料の紛失等回避のため, 回送の履歴をシステム内に記録するとともに, 紙に出力して保管する。	資料の紛失等回避のため, 回送の履歴をシステム内に記録するとともに, イメージファイリングシステムで画像資料を残している。	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	②特定個人情報の提供・移転に係るルール(規程類)の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。	②特定個人情報の提供・移転については、宇都宮市個人情報保護条例の内容に基づき、ルールを定めている。	事後	重要な変更項目でないため
平成29年10月20日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3:eLTAX・国税連携システム ②システムの機能	記載なし	「⑦ データ引継(確定申告書)機能」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年10月20日	別添1 事務の内容	記載なし	事務内容の図に「扶養是正情報提供」を追記	事後	重要な変更項目でないため
平成29年10月20日	別添1 事務の内容	記載なし	事務内容の図に「データ引継機能」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年10月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供先2 ⑥提供方法	記載なし	提供方法に「その他(LGWAN)」を追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年10月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供先2 ⑦時期・頻度	記載なし	「扶養是正情報(年1回)」を追記	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の移転・提供提供先2 ⑦時期・頻度	記載なし	「確定申告書を收受した都度(申告受付期間に限る)」を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年6月15日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	市民税課長 町田 勝男	市民税課長	事後	重要な変更項目でないため 特定個人情報保護評価書の様式変更
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	税オンラインシステム(個人住民税)	市税システム(個人住民税)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	税オンラインシステム(個人住民税)は、個人住民税を賦課・更正する根本となるシステムであり、他のシステムへ連携する所得等を含め個人住民税の特定個人情報を全て保有・管理する。	市税システム(個人住民税)は、個人住民税を賦課・更正する根本となるシステムであり、他のシステムへ連携する所得等を含め個人住民税の特定個人情報を全て保有・管理する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	税共通宛名システム	税宛名管理システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 2住登外者の登録・更新機能	住登外者の宛名情報を登録・更新する。	共通基盤システムから住登外者の住所、氏名、生年月日、性別、異動事由等を取得し、市税システムの宛名情報を更新する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 3住基連携機能	住民基本台帳オンラインシステムの異動情報から課税対象者等の住所、氏名、生年月日、性別、異動事由等を取得し、税オンラインシステムの宛名情報を更新する。	住民基本台帳オンラインシステムの異動情報から課税対象者等の住所、氏名、生年月日、性別、異動事由等を取得し、市税システムの宛名情報を更新する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	記載なし	4 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②他のシステムとの接続	[ ] 税務システム	[○] 税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	記載なし	「申告受付・国税データ取り込みシステム」を追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1 番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠	(1, 2, 3, 4, 6, 8, 10, 15, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117の項)	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の図	税オンラインシステム	市税システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の図	税共通宛名システム	税宛名管理システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の図	記載なし	「申告受付・国税データ取り込みシステム」を追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の図	各事務システム(住基・福祉等)から税共通宛名システムへの情報の流れの矢印	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の図	税共通宛名システムから共通基盤システム(庁内連携システム)への情報流れの矢印	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	① 各事務システムから住民基本台帳情報や生活保護情報等を取得して税共通宛名システムに格納する。また、住基システムの情報を共通基盤システム(庁内連携システム)に格納する。	① 住民基本台帳システムの情報を共通基盤システム(庁内連携システム)に格納する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	② 住登外課税者は、税共通宛名システムで該当者情報を作成し、共通基盤システム(庁内連携システム)を介して団体内統合宛名システムで個人番号を取得して税共通宛名システムに格納する。	② 住民基本台帳情報及び共通基盤システムで登録・更新した住登外者の情報を格納する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	③ 税共通宛名システムの情報を元に、税オンラインシステム(個人住民税)に対象者情報を作成する。	③ 税宛名管理システムの情報を元に、市税システム(個人住民税)に対象者情報を作成する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	⑯ 印刷及び封入封緘委託先事業者へ特別徴収税額決定通知書情報を提供する。 ⑰ 印刷及び封入封緘委託先事業者より特別徴収税額決定通知書を受領し、提供データを返却させる。	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	⑱	⑱	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	⑲ ⑱で照会した結果データを受領する。	⑲ ⑱で照会した結果データを受領する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	⑳	⑳	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	(別添1)事務の内容の備考	㉑	㉑	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]個人番号対応符号 [○]生活保護・社会福祉関係情報	[ ]個人番号対応符号 [ ]生活保護・社会福祉関係情報	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	② 個人番号対応符号:納税義務者を正確に特定するため。 ⑨ 生活保護・社会福祉関係情報:個人住民税の非課税判定のため。	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	③	②	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	④	③	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	⑤	④	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	⑥	⑤	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	⑦	⑥	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	⑧	⑦	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	⑩	⑧	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	1 個人基本レコード, 2 資料レコード, 3 賦課レコード, 4 月別レコード, 5 期別レコード, 6 事業所基本レコード, 従業員レコード, 8 年金特徴期別レコード, 9 年金特徴対象者レコード, 10 納税者ID管理レコード, 11 過年度レコード, 12 個人宛名レコード, 13 個人送付先レコード, 14 連絡先レコード, 15 特定宛先人レコード, 16 関連宛名レコード, 17 世帯関連レコード, 18 口座宛名レコード, 19 口座レコード, 20 口座履歴レコード, 21 収納宛名レコード, 22 収納レコード, 23 個人番号宛名レコード, 24 個人番号ログレコード, 25 中間サーバ格納レコード, 26 証明書コンビニ交付システム, 27 課税ファイリングシステムレコード	1 課税対象者情報レコード, 2 課税資料レコード, 3 課税台帳情報レコード, 4 中間サーバ格納レコード, 5 証明書コンビニ交付システム, 6 課税ファイリングシステムレコード, 7 申告受付・国税データ取り込みシステムレコード	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 [○]評価実施機関内の他部署	(市民まちづくり部 市民課, 保健福祉部 生活福祉第1課, 保健福祉部 生活福祉第2課)	(市民まちづくり部 市民課)	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	3 生活保護・社会福祉関係情報は、年次切替時(1月)に入手し、他調査の必要性が生じた際に都度入手 4 公的年金からの特別徴収に係る情報について、対象者情報は5月、特徴依頼結果は9月、徴収結果及び停止結果は毎月入手	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	5 4情報は住民基本台帳に異動が生じた際に都度入手	3 4情報は住民基本台帳に異動が生じた際に都度入手	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	2 生活保護・社会福祉関係情報は、個人住民税の非課税判定のため、必要に応じて都度入手する。 3 公的年金からの特別徴収に係る情報は、総務省の定める事務処理要領に定められた時期、方法による。	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	4 4情報に変更があった場合は、賦課判定、宛名管理に必要なため都度入手する。	2 4情報に変更があった場合は、賦課判定、宛名管理に必要なため都度入手する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(5)件	(4)件	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	税オンラインシステム(個人住民税)修正業務	宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	基幹系システム開発業者	日本電気株式会社 宇都宮支店	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	当初賦課決定における税オンラインシステム(個人住民税)への申告等情報の入力事務	当初賦課決定における市税システム(個人住民税)への申告等情報の入力事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社関東電算センター、株式会社ケーシーデータワークス栃木支店、株式会社データサービス	平成32年中に委託先決定予定。決定次第速やかに公表する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社 リオス	平成31年中に委託先決定予定。決定次第速やかに公表する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	特別徴収税額決定通知書等の印刷及び封入封緘業務	削除	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑥提供方法	[○]紙	[ ]紙	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7	記載なし	提供先7に教育委員会事務局 学校管理課を追加	事前	事後で足りる者の任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 1 本市における措置	(3) 税オンラインシステム(個人住民税)内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。	(3)市税システム(個人住民税)内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	① 各システムにおいて権限の管理を行っており、税オンラインシステム(個人住民税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないように制御している。 ② 特定個人情報の連携については、情報提供ネットワークシステムへの地方税関係情報を照会する場合の処理に限定する。また、税オンラインシステム(個人住民税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。	① 各システムにおいて権限の管理を行っており、市税システム(個人住民税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないように制御している。 ② 特定個人情報の連携については、情報提供ネットワークシステムへの地方税関係情報を照会する場合の処理に限定する。また、市税システム(個人住民税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 1 ユーザの認証方法 ① 業務端末から税オンラインシステム(個人住民税)を利用する際、磁気カード(ユーザIDを記録したカード)による識別とパスワードによる認証を行い、認証後は利用機能の認可機能により、システム上で利用可能な機能を制限することで、利用を許可された者以外の不正利用が行えないよう制限している。 ② システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ③ 認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるかをシステムでチェックしている。有効期	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 1 ユーザの認証方法 ① 業務端末から市税システム(個人住民税)を利用する際、ユーザID(職員番号)と生体認証(指静脈)による二要素認証を行い、認証後は利用機能の認可機能により、システム上で利用可能な機能を制限することで、利用を許可された者以外の不正利用が行えないよう制限している。 ② システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 2 なりませんが行われなかったための対策	事前	重要な変更
令和1年11月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	① 業務上で必要なファイルの複製は情報システム室以外での操作ができないようにシステム上制御している。	① 業務上で必要なファイルの複製は、持出制御操作ができないようシステム上制御している。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報保護 ファイルが不正に複製される リスク 特定個人情報の使用におけ るその他のリスク及びそのリ スクに対する措置	① スクリーンセーバー等を利用して、長時間 にわたり本人確認情報を表示させない。	① 一定時間操作がない場合、端末にロックが かかり、再度認証を行わなければ画面表示、操 作を不可とすることで、長時間にわたる本人確 認情報を表示させない。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報保護 ファイルが不正に複製される リスク 特定個人情報の使用におけ るその他のリスク及びそのリ スクに対する措置	③ 大量のデータ出力は、情報システム室での 操作に限定している。	削除	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が 行われるリスク	④ 業務端末での、電子記録媒体等への書き 込みを禁止している。	④ 特定個人情報の提供を行う場合は、許可さ れた電子記録媒体を使用し、ファイルの暗号 化、パスワード設定を行い、持ち出すこととし ている。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 (2)不正アクセス対策	① 税オンラインシステム(個人住民税)及び課 税ファイリングシステムは、外部のインターネッ トと物理的に接続していない。	① 市税システム(個人住民税)、課税ファイ リングシステム及び申告受付・国税データ取り込 みシステムは、外部のインターネットと物理的に 接続していない。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2: 特定個人情報が高い 情報のまま保管されるリスク リスクに対する措置の内容	① 住民基本台帳システムと個人住民税課税 ファイルの連携を定期的に行うことにより、本人 情報が最新であることを担保している。	① 住民基本台帳情報と団体内統合宛名情報 を共通基盤システムを介して、個人住民税課税 対象者情報ファイルへ定期的に関連を行うこと により、本人情報が最新であることを担保してい る。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月19日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が消 去されずいつまでも存在する リスク 消去手順	② 税オンラインシステム(個人住民税)での バッチ処理で作成されたバックアップデータのう ち、保管期間の過ぎたバックアップは、システム にて自動判別し消去する。	② 市税システム(個人住民税)でのバッチ処理 で作成されたバックアップデータのうち、保管期 間の過ぎたバックアップは、システムにて自動 判別し消去する。	事前	重要な変更